

吸収合併に係る事後開示書面

ウェルネオシュガー株式会社

2025年10月 1 日

吸収合併に係る事後開示事項
(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める書面)

東京都中央区日本橋小網町1 4 番 1 号
ウェルネオシュガー株式会社
代表取締役社長 山本 貢司

当社と第一糖業株式会社（以下「第一糖業」といいます。）は、2025年10月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、第一糖業を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関する、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条の規定に基づく開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本合併が効力を生じた日

2025年10月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続きの経過

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続きの経過

第一糖業は当社の完全子会社であったため差止請求について該当はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続きの経過

第一糖業は当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続きの経過

第一糖業は新株予約権を発行しておりませんので、該当はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続きの経過

第一糖業は、会社法第789条第2項及び第3項の規定により、同条第2項各号に掲げる事項を2025年 8 月21日付の官報および電子公告にて公告しましたが、所定の期間内に同条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続きの経過

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続きの経過

当社に対して、会社法第796条の2の規定に基づく差止請求を行った株主はありませんでした。

(2) 会社法第797条の規定による手続きの経過

当社は、株主に対し会社法第797条第3項及び第4項の規定に基づき、2025年8月21日付にて電子公告にて公告しましたが、反対株主からの株式買取請求はありませんでした。

(3) 会社法第799条の規定による手続きの経過

当社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定により、同条第2項各号に掲げる事項を2025年8月21日付の官報および電子公告にて公告しましたが、所定の期間内に同条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日である2025年10月1日をもって、第一糖業から資産および負債ならびに権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項別紙のとおりであります。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日

2025年10月1日

7. その他本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上

別 紙

吸収合併に係る事前開示書面

第一糖業株式会社

2025年6月6日

吸収合併に係る事前開示事項
(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める書面)

宮崎県日向市大字日知屋17371番地
第一糖業株式会社
代表取締役社長 赤木 正樹

当社およびウェルネオシュガー株式会社（以下「ウェルネオシュガー」といいます。）は、2025年10月1日を効力発生日として、ウェルネオシュガーを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

本合併について、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 合併契約の内容

本合併に係る合併契約の内容は、別紙Ⅰのとおりです。

2. 本合併の対価及び割当の相当性に関する事項

ウェルネオシュガーは本合併に際して対価の交付は行わず、また本合併によりウェルネオシュガーの資本金及び準備金は増加いたしません。同社は当社の発行済株式の全てを所有しているため、当社はかかる取扱いが相当であると判断しております。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社の新株予約権者に対して交付する対価の定め の 相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社に関する事項

(1) 計算書類等の内容

ウェルネオシュガーの最終事業年度に係る計算書類等は、別紙Ⅱのとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事項

該当事項はありません。

6. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事項

該当事項はありません。

7. 効力発生日後における存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併の効力発生時点におけるウェルネオシュガーの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後における同社の収益状況について、債務の履行に支障をきたすような事態は、現在のところ予測されておりません。従って、本合併の効力発生日後における同社の債務の履行に支障はないと見込んでおります。

8. 本書面の備置開始以降に上記事項に変更が生じた場合は、当該変更後の事項を直ちに本書面に追加します。

以上

別紙Ⅰ

合 併 契 約 書

ウェルネオシュガー株式会社（以下「甲」という。）および第一糖業株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり合併契約を締結する。

第1条（合併の方法）

甲および乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社とする合併（以下「本合併」という。）を行う。

第2条（商号および住所）

吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の商号および住所は次のとおりである。

（甲）吸収合併存続会社

商号 ウェルネオシュガー株式会社

住所 東京都中央区日本橋小網町14番1号

（乙）吸収合併消滅会社

商号 第一糖業株式会社

住所 宮崎県日向市大字日知屋17371番地

第3条（効力発生日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025年10月1日とする。
但し、手続きの進行に応じ必要があるときは、甲および乙が協議のうえ、これを変更することができる。

第4条（本合併に際して交付する金銭等）

甲は、乙の発行済株式の全てを所有しているため、本合併に際して、乙の株主に対し、その有する株式に代わる金銭等を交付しない。

第5条（資本金および準備金の額に関する事項）

本合併に際して甲の資本金および準備金の額は増加しない。

第6条（合併承認決議）

- 1 甲は、効力発生日の前日までに、株主総会において、本契約の承認および本合併に必要な事項に関する決議を行うことを要する。
- 2 乙は、会社法第784条第1項の規定により、株主総会の承認を得ることなく本合併を行う。

第7条（会社財産の引継ぎ）

甲は、効力発生日において、乙の従業員全員、資産負債ならびにこれらに付随する一切の権利義務を承継する。

第8条（会社財産の管理等）

甲および乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意義務をもってそれぞれの事業を執行するものとし、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ契約当事者間で協議の上、これを実行する。

第9条（合併条件の変更および本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、契約当事者の資産状態もしくは経営状態に重大な変動が生じたとき、または本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、契約当事者間で協議の上、合併の条件その他本契約の内容を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲および乙が協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として、本書1通を作成し、各自が記名押印の上、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2025年5月23日

甲 東京都中央区日本橋小網町14番1号
ウェルネオシュガー株式会社
代表取締役社長 山本 貢司

乙 宮崎県日向市大字日知屋17371番地
第一糖業株式会社
代表取締役社長 赤木 正樹

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当事業年度より、当社グループにおける事業管理区分の見直しに伴い、報告セグメントを従来の「砂糖その他食品事業」、「健康産業事業」、「倉庫事業」から、「Sugarセグメント」、「Food&Wellnessセグメント」に変更しています。このため、前期数値につきましては、変更後のセグメント区分に組み替えて比較分析を行っています。

当社グループは、当社、子会社11社および関連会社12社により構成されております。主要な事業内容は以下のとおりであります。

〔Sugarセグメント〕

- ・精製糖事業：主に砂糖を製造・販売しております。

〔Food&Wellnessセグメント〕

- ・フードサイエンス事業：主に機能性素材やその他甘味料を製造・販売しております。
- ・フィットネス事業：主にフィットネスクラブを運営しております。

(2) 当事業年度の事業の状況

当社グループは、2020年3月期より国際財務報告基準（IFRS）を適用しております。

当社は、2024年10月1日付で、当社を存続会社、当社の子会社であった日新製糖株式会社および伊藤忠製糖株式会社を消滅会社とする吸収合併を行い、持株会社から事業会社に移行いたしました。

2025年2月7日より東洋精糖株式会社の普通株式に対し金融商品取引法に基づく公開買付けを実施し、2025年3月31日付で同社を当社の連結子会社としています。これにより、当連結会計年度末の財政状態が変動しています。なお、当連結会計年度末において、取得原価の配分が完了していないため暫定的な会計処理を行っています。

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済につきましては、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要に支えられ、景気は緩やかな回復基調を維持しました。一方で、不安定な国際情勢や為替変動影響などから、依然として先行きは不透明な状況にあります。

当連結会計年度の業績は、コスト上昇に対する売価への反映を進めたこと等により、売上収益は97,069百万円（前期比5.3%増）、営業利益は8,024百万円（同38.3%増）となりました。前期において一過性の受取配当金を計上していた反動で金融収益が減少したものの、税引前利益は8,377百万円（同9.8%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は5,565百万円（同0.7%増）となりました。

連結業績におけるセグメントの概況は以下のとおりです。なお、各セグメント利益は全社費用1,282百万円を含んでいません。

（注）本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨て、また、記載比率は表示桁未満を四捨五入して、それぞれ表示しております。

Sugar セグメント



売上収益

83,800 百万円 前期比 6.0 %増 ↑

セグメント利益

9,323 百万円 前期比 51.4 %増 ↑

Sugarセグメント
売上構成比

86%

海外原糖市場につきましては、1ポンド当たり22セント台半ばで始まり、主要生産国の増産見通しなどから、8月下旬には当期最安値となる17セント台半ばまで下落しました。その後、ブラジルの干ばつによる減産懸念から、9月後半には当期最高値となる23セント台後半まで急騰しました。10月以降は対ドルでレアル安が進行したことから軟調な推移が続き17セント台後半まで下落し、主要生産国の在庫逼迫懸念などから反発したものの、18セント台後半で当期を終了しました。

国内精糖市況（日本経済新聞掲載、東京）につきましては、前期末から変わらず上白糖1kg当たり249円～251円で当期を終了しました。

このような状況のもと、業務用製品の販売量は、人流の増加により製菓、製パン向けで回復がみられたこと等により前期を上回りました。家庭用製品の販売量は、当社独自製品の「きび砂糖」の出荷は好調に推移しましたが、食品価格上昇に伴う消費低迷や家庭内調理機会の減少により前期を下回りました。利益面においては、コスト上昇に対する売価への反映を進めたこと、および有利な条件での原料調達を実行できたことにより、大幅な増益となりました。

以上の結果、Sugarセグメント合計の売上収益は83,800百万円（前期比6.0%増）、セグメント利益は9,323百万円（同51.4%増）となりました。

海外原糖市況

（ニューヨーク市場粗糖先物相場（当限））

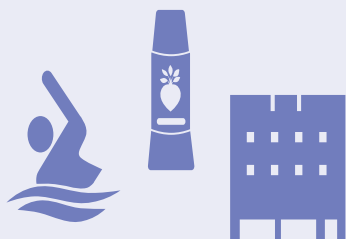
	日付	セント/ポンド	円/kg	為替 (円/ドル)
始値	2024年4月1日	22.65	76.11	152.43
高値	2024年9月26日	23.71	76.11	145.61
安値	2024年8月20日	17.52	56.79	147.03
終値	2025年3月31日	18.86	62.58	150.52

（注）1ポンドは約0.4536kgとして換算し、為替は当日の三菱UFJ銀行直物為替公表TTSによっています。



きび砂糖®

Food&Wellness セグメント



売上収益

13,269 百万円 前期比 1.3 %増 ↑

セグメント利益

▲16 百万円 前期利益 630 百万円

Food&Wellness
セグメント
売上構成比

14%

Food&Wellnessセグメントは、主にフードサイエンス事業とフィットネス事業により、幅広い場面で活用される多種多様な機能性素材・サービスを提供しています。

フードサイエンス事業につきましては、当社独自製品の「沖縄・奄美のきびオリゴ」(フラクトオリゴ糖)が、腸内環境改善効果への関心の高まりに加え、10月のリニューアル新発売、テレビCM等の販促施策、採用店舗拡大に向けた営業活動等により好調な出荷を継続しました。また、千葉工場内に新たに竣工した「美浜バイオプラント」に「カップオリゴ」(ガラクトオリゴ糖)の生産設備を導入し増産体制の整備を進めました。ツキオカフィルム製薬株式会社では、箔押事業、食用純金箔事業における受注増があったものの、フィルム事業における好採算商品の減少等により増収減益となりました。

フィットネス事業につきましては、子ども向けスクール事業、注力店舗に経営資源を振り向け、積極的な広告宣伝活動を実施しました。引き続き事業の効率化を進めているものの、不採算店舗の退店、のれん・固定資産の減損や前期にリース負債の見直しによる再測定益を計上していたことから減収減益となりました。

倉庫事業につきましては、港湾運送において輸入合板の取扱量が減少したこと等から減収減益となりました。

以上の結果、Food&Wellnessセグメント合計の売上収益は13,269百万円(前期比1.3%増)、セグメント損失は16百万円(前期はセグメント利益630百万円)となりました。



沖縄・奄美のきびオリゴ

② 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、3,079百万円となりました。

Sugarセグメントにおける設備投資の総額は、2,356百万円となりました。その主なものは、当社中部工場（愛知県碧南市）の生産設備維持更新1,409百万円、当社関西工場（大阪市城東区）の生産設備維持更新494百万円、第一糖業株式会社（宮崎県日向市）における生産設備増設・維持更新262百万円です。

Food&Wellnessセグメントにおける設備投資の総額は、720百万円となりました。その主なものは、当社美浜バイオプラント（千葉市美浜区）のカップオリゴ生産設備新規投資207百万円・CI（サイクロデキストラン）生産設備新規投資124百万円、ニューポート産業株式会社（千葉市美浜区）における栈橋補修工事157百万円です。

なお、当連結会計年度の設備投資は、自己資金により実施いたしました。

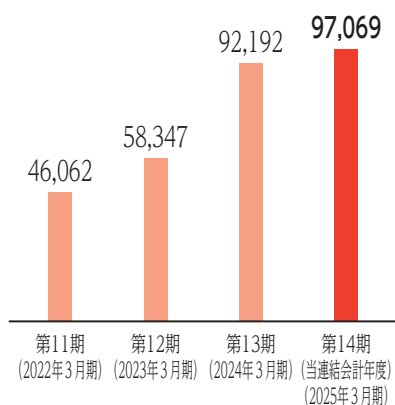
(3) 財産および損益の状況

区分		IFRS			
		第11期 (2022年3月期)	第12期 (2023年3月期)	第13期 (2024年3月期)	第14期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上収益	(百万円)	46,062	58,347	92,192	97,069
営業利益	(百万円)	2,164	1,606	5,802	8,024
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	1,715	1,062	5,524	5,565
基本的1株当たり当期利益	(円)	77.63	43.26	168.61	170.05
資産合計	(百万円)	61,134	93,572	95,918	110,352
資本合計	(百万円)	48,904	68,264	71,107	74,363
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	2,213.29	2,083.71	2,170.25	2,242.24

(注) 当社は2023年1月1日付で、当社を株式交換完全親会社、伊藤忠製糖株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換により経営統合を実施いたしました。本経営統合により、第12期(2023年3月期)以降の財産および損益が大幅に変動しております。

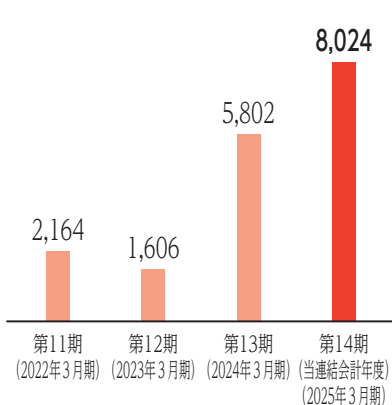
売上収益

(単位：百万円)

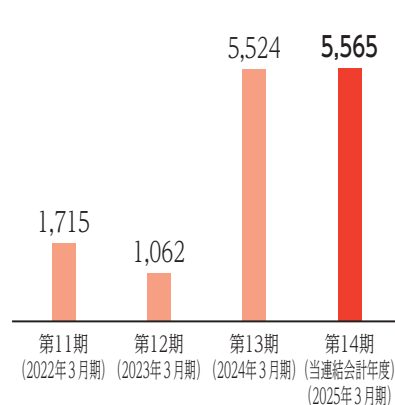


営業利益

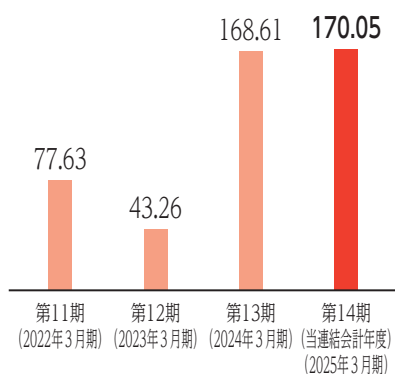
(単位：百万円)



親会社の所有者に帰属する当期利益 (単位：百万円)

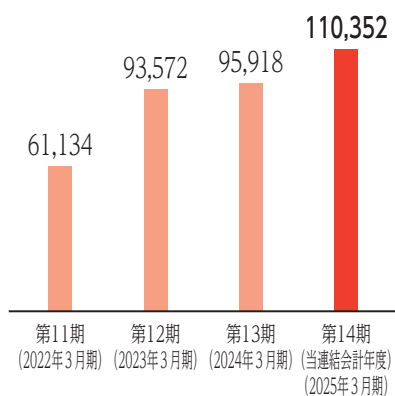


基本的1株当たり当期利益 (単位：円)



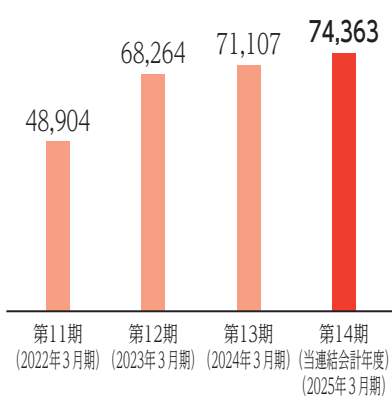
資産合計

(単位：百万円)

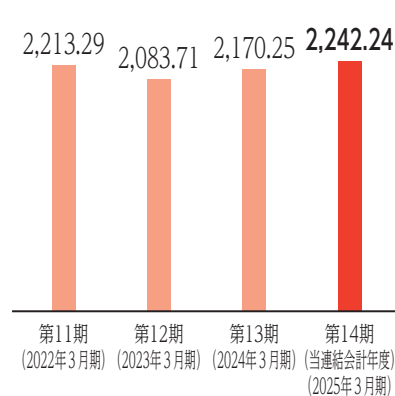


資本合計

(単位：百万円)



1株当たり親会社所有者帰属持分 (単位：円)



(4) 重要な親会社および子会社等の状況 (2025年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
第一糖業株式会社	450	100	精製糖の製造および販売
新豊食品株式会社	90	100	砂糖等の加工および包装
日新サービス株式会社	90	100	合成樹脂等の販売
シー・アンド・エス・サービス株式会社	10	100	中部工場内の設備点検・管理、運送代行業務の受託
東洋精糖株式会社	2,904	86.9	砂糖および機能素材の製造販売
トーハン株式会社	100	100 (100)	砂糖および機能素材の販売
ツキオカフィルム製薬株式会社	30	100	箔押事業・食用純金箔事業およびフィルム事業
株式会社日新ウエルネス	90	100	フィットネスクラブの運営
ニューポート産業株式会社	900	100	冷蔵倉庫・港湾運送業

- (注) 1. 出資比率の()内は、間接出資割合を内数で記載しております。
2. 当社は、2024年10月1日に、日新製糖株式会社および伊藤忠製糖株式会社を吸収合併いたしました。
3. 当社は、2025年2月7日より東洋精糖株式会社の普通株式に対し金融商品取引法に基づく公開買付けを実施いたしました。本公開買付けの結果、2025年3月31日付で、同社および同社の連結子会社であるトーハン株式会社は当社の重要な子会社となりました。
4. 東洋精糖株式会社は、2025年5月16日に臨時株主総会を開催し、2025年6月4日を効力発生日として、同社普通株式778,908株を1株に併合する株式併合を行うことを決議し、承認されました。これにより、当該株式併合の効力発生日に、同社およびその子会社であるトーハン株式会社は、当社の完全子会社となる予定です。

③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
新 東 日 本 製 糖 株 式 会 社	6,174	50.0	精製糖等の製造
新 光 糖 業 株 式 会 社	300	50.0	国産分蜜糖の製造、販売
南 栄 糖 業 株 式 会 社	98	40.2	原料用粗糖の製造、販売
久 米 島 製 糖 株 式 会 社	100	34.8	原料用粗糖の製造、販売
新 中 糖 産 業 株 式 会 社	457	28.9	不動産賃貸業
衣 浦 埠 頭 株 式 会 社	200	29.0	埠頭業、倉庫業、港湾運送業、通関業、 貨物利用運送事業他
衣浦ユーティリティー株式会社	480	28.0	蒸気・電気・用水の供給、排水の処理 役務の提供
太 平 洋 製 糖 株 式 会 社	1,950	33.3 (33.3)	精製糖の製造
宮 古 製 糖 株 式 会 社	380	25.2 (25.2)	原料用粗糖の製造、販売
ツルヤ化成工業株式会社	100	20.0	甘味料を中心とした添加物、各種食品 素材、健康食品、高機能性食品等の 製造および販売

(注) 1. 出資比率の()内は、間接出資割合を内数で記載しております。

2. 当社の連結子会社となった東洋精糖株式会社の関連会社である、太平洋製糖株式会社および宮古製糖株式会社は、2025年3月31日付で、当社の重要な関連会社となりました。

④ その他の重要な企業結合の状況

伊藤忠商事株式会社は、当社の議決権を37.1%所有しており、また住友商事株式会社は、当社の議決権を24.9%所有しております。当社は両社の持分法適用の関連会社であります。

(5) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境につきましては、消費の持ち直しが持続し、緩やかな景気回復が続く一方で、トランプ米政権の関税政策等、不安定な国際情勢や物価上昇による消費購買意欲の低下が懸念されるなど、2025年度においても先行き不透明な厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社は、2025年2月7日より東洋精糖株式会社の普通株式に対し金融商品取引法に基づく公開買付けを実施し、本公開買付けの結果、2025年3月31日付で同社は当社の連結子会社となりました。また、2025年10月1日付で当社を存続会社とし、連結子会社である第一糖業株式会社を吸収合併する予定です。業界再編を通じ、事業基盤拡充策を推進し競争力強化と最適なサプライチェーンの構築を実現することで、わが国の砂糖業界におけるリーディングカンパニーとしての責任を果たしてまいります。

【中期経営計画の進捗状況】

当社グループは、2024年度を初年度とする中期経営計画「WELLNEO Vision 2027」（2024年4月～2028年3月）に取り組んでおります。この中期経営計画では、4つの重点戦略（①Food&Wellnessの事業拡大②Sugarの基盤強化③人的資本経営の推進④サステナビリティ経営の推進）を推進し、最終年度となる2028年3月期の経営目標を、営業利益（+持分法による投資損益）10,100百万円、当期利益7,000百万円、ROE9%としております。1年目となる当連結会計年度におきましては、営業利益（+持分法による投資損益）8,276百万円、当期利益5,565百万円、ROE7.7%となっております。

引き続き経営目標の達成に向けて4つの重点戦略を推進し、当社を取り巻く様々なステークホルダーの“Well-being”の実現を目指してまいります。

①Food&Wellnessの事業拡大

Food&Wellnessセグメントにおきましては、健康増進による人々の生活の質の向上に貢献するべく、フードサイエンス事業とフィットネス事業により、幅広い場面で活用される多種多様な機能性素材・サービスを提供してまいります。

フードサイエンス事業では、腸内・口腔フローラデザイン機能を持つ素材や、高付加価値製品の収益拡大に向け、各種施策を実行することで、Sugarセグメントに次ぐ収益の柱への成長を目指します。「沖縄・奄美のきびオリゴ」（フラクトオリゴ糖）は顧客ニーズに基づきパッケージデザインを変更し、テレビCMやデジタル広告・PR施策等の実行による拡販を継続しております。「カップオ

リゴ」(ガラクトオリゴ糖)については製造能力増強と機能性の訴求により更なる拡販を図るべく、美浜バイオプラントに設備投資を行い、2025年4月より稼働を開始しました。また、プラーク形成抑制効果を持ち、世界で当社だけが製造・販売する「CI(サイクロデキストラン)」の認知向上に向けた販売促進施策の実行、自社製造・増産に向けた設備投資を実施し、2025年度中に本生産を開始する予定です。さらに、プレバイオティクス素材を活用した産学連携による技術開発・共同研究の継続や、アドバイザー契約を締結した株式会社メタジェン独自の腸内環境評価手法やデータベース、最先端の知見に基づいた助言により、機能性素材全体の新たな価値創出に取り組んでおります。加えて、ツキオカフィルム製菓株式会社、ツルヤ化成工業株式会社との更なる連携強化を図りながら、顧客課題の解決に向けたソリューションの継続開発、当社が強みとする糖由来機能性素材と東洋精糖株式会社の糖転移技術等の掛け合わせによる更なる可能性の深掘りなど、グループ会社の技術や知見も最大限活用してまいります。素材のラインナップの拡充に加え、更なるM&Aの有効活用により、事業領域拡大への挑戦を行ってまいります。

フィットネス事業では、会員数は徐々に回復傾向にあるものの、競合サービスの台頭など多様化が進み、経営環境は依然として厳しい状況にあります。顧客ニーズにあわせた健康・からだづくりの場の提供を行い、集客促進のための広告宣伝も実施し、総合型店舗における子ども向けスクール事業の強化と採算を重視した経営に努め、早期の業績回復を目指してまいります。

②Sugarの基盤強化

国内砂糖消費量は、家庭内調理機会の減少の影響を受けたものの、インバウンド需要の拡大により土産菓子、外食関係向けの出荷が改善しております。海外原糖市況については、外糖相場は主要生産国の天候不安は引き続きあるものの、足元での減産懸念の後退に軟調地合いとなっております。一方で、外部環境の地政学リスクや金融市場などの不透明感は継続しており、予断を許さない状況が続いております。

当社グループとしては、消費者の皆様に対して、生活必需品である安全な砂糖を安定的に供給することで社会的責任を果たしていくことを最優先に取り組みながら、有利な条件での原料調達やコスト上昇に対する売価への反映を進め、採算性を重視したオペレーションに努めてまいります。基幹システムの統合によるデータ利活用基盤強化・生産性の向上や、きび砂糖をはじめとする高付加価値品販売の推進を軸とする商品力・販売力の強化を図ることに加えて、今般の東洋精糖株式会社の連結子会社化や第一糖業株式会社の吸収合併による更なるシナジー発揮に向け、最適化・効率化に向けた各種施策を深耕してまいります。今後も予想される業界再編の動きにも適切に対応できるよう、引き続き、経営効率と経営品質の向上に取り組んでまいります。

③人的資本経営の推進

当社グループでは、従業員の思いを叶えながら、当社らしい価値創出のストーリーを示す人的資本経営を推進しております。会社と個の共創が成果を生み、優秀人材から選ばれる企業になるという考えのもと、個の能力を最大限に引き出し、企業価値を向上させることで、働きがいのある職場の実現（エンゲージメントの向上）により、従業員の“Well-being”の実現を目指してまいります。挑戦する文化の醸成、個の成長・自律の促進、HR-Techを活用した人的資本経営の基盤整備を推進することにより、経営戦略と人材戦略を連動させ、当社グループの持続的成長につなげていきます。

④サステナビリティ経営の推進

サステナビリティ経営の推進につきましては、2024年10月の完全統合を契機に、新生ウェルネオシュガーグループとしての決意を新たに、マテリアリティに基づく具体的な行動目標として「サステナブル・ビジョン2030」を策定します。サステナビリティ経営に対するグループのメンバーの理解と共感を育み、グループ一丸となってサステナビリティ活動を推進することで、社会課題を解決しながら、社会的価値と経済的価値を両立する事業を展開し、企業価値の向上を目指してまいります。

今後も社会環境、事業環境の変化を適切に捉えながら、ガバナンス体制の強化、既存事業の成長と事業領域の拡大を着実に進め、強固な経営基盤を構築することにより、プライム市場の上場企業として、更なる企業価値向上に努めてまいります。

※2025年5月28日に「2025年3月期決算・中期経営計画説明会」の詳細資料を公表いたしました。

上記資料は当社ウェブサイトに掲載しております。

以下のウェブサイトをご参照ください。

<https://www.wellneo-sugar.co.jp/ir/event/explain.html>

サステナビリティ経営の考え方

マテリアリティに真摯に向き合い、ステークホルダーの皆様の“Well-being”実現を目指します

私たちウェルネオシュガーグループは、サステナビリティ経営の推進は、それ自体が企業の持続可能性と経営品質の向上につながるものと考えています。

当社グループは、「糖のチカラと可能性を切り拓き“Well-being”を実現する」というパーパスのもと、5つのマテリアリティ（重要課題）を特定し、それぞれのKGI（Key Goal Indicator）を設定しました。マテリアリティに真摯に取り組むことにより、「公正で透明性の高い経営」「事業を通じたステークホルダーへの貢献」「お客様への満足と安心の提供」といった健全な企業姿勢を貫くことができると信じています。

2024年10月の完全統合を契機に、新生ウェルネオシュガーグループとしての決意を新たに、マテリアリティに基づく具体的な行動目標として「サステナブル・ビジョン2030」を策定します。サステナビリティ経営に対するグループのメンバーの理解と共感を育み、グループ一丸となってサステナビリティ活動を推進することで、社会課題を解決しながら、社会的価値と経済的価値を両立する事業を展開し、企業価値の向上を目指してまいります。

ウェルネオシュガーグループ サステナブル・ビジョン 2030

SUSTAINABLE VISION 2030

食と健康の課題解決による
生活品質の向上

安全で高品質な製品の安定供給

多様な人材が
活躍できる職場の実現

未来へつながる
自然との共生

従業員やサプライチェーン
の人権尊重

ガバナンス体制の強化／コンプライアンスの徹底

パーパス 〈存在意義〉

PURPOSE

糖のチカラと可能性を切り拓き
“Well-being”を実現する

ビジョン 〈目指す姿〉

VISION

Corporate Message
心と体に「いいね」を

バリュー 〈行動基準〉

VALUES

挑戦・多様性・持続可能性

トピックス

【東洋精糖株式会社の概要】



設立	1949年11月29日
資本金	29億4百万円
所在地	東京都中央区日本橋富沢町12番20号 日本橋T&Dビル
代表者	代表取締役社長執行役員 三木 智之

沿革	1949年 会社設立
	1953年 株式を東京証券取引所に上場
	1979年 ステビアサイドの生産開始
	1980年 酵素処理ステビアの生産開始
	1983年 塩水港精糖株式会社と業務提携 共同生産会社 太平洋製糖株式会社を設立 (2001年より、フジ日本精糖株式会社(現 フジ日本株式会社)も含めた 3社共同生産を開始)
	1990年 酵素処理ルチンの生産開始
	1998年 酵素処理ヘスペリジンの生産開始
	2001年 トーハン株式会社を連結子会社化
	2005年 酵素処理イソフラボンの生産開始
	2006年 ゆずポリフェノールの生産開始
	2010年 グリセリルグルコシドの生産開始
	2013年 パオバブオイルの生産開始
	2022年 東京証券取引所の市場区分の見直しにより市場第一部からスタンダード市場へ移行

砂糖事業

「みつ花印」ブランドの安全・安心で高品質な製品を
業務用・家庭用に製造・販売



(共同生産工場)

機能素材事業

“天産物”や“天然酵素”を利用した「糖転移技術」により
生産された製品の新規用途開発を中心に行う
パイオニア企業

機能性食品素材



食品・食品添加物素材



化粧品素材



医薬品素材



【グループ一体となった事業戦略】

Sugar



自社工場

共同生産工場



関西工場



新東日本製糖

(共同生産工場)



太平洋製糖

(共同生産工場)



第一糖業

(2025年10月以降は当社九州工場)



中部工場

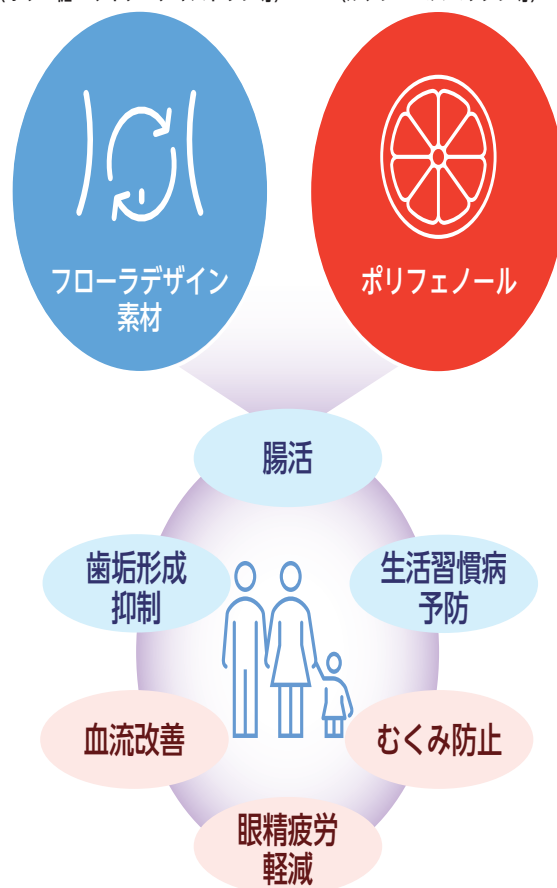
全国5工場体制での基盤強化を図り
業界再編の流れの中で、柔軟に生産拠点の
最適化を推進

Food & Wellness



(オリゴ糖・サイクロデキストラン等)

(ルチン・ヘスペリジン等)



糖転移技術や素材の掛け合わせによる
シナジー追求

(6) 主要な事業所および工場等 (2025年3月31日現在)

① 当社

名称		所在地
本社		東京都中央区
工場等	千葉工場	千葉県千葉市美浜区
	中部工場	愛知県碧南市
	関西工場	大阪府大阪市城東区
	千葉物流センター	千葉県千葉市美浜区
	沖縄ラボ	沖縄県うるま市
営業所	仙台営業所	宮城県仙台市青葉区
	名古屋営業所	愛知県名古屋市中村区
	大阪営業所	大阪府大阪市城東区
	広島営業所	広島県広島市東区
	福岡営業所	福岡県福岡市博多区

② 子会社

会社名	所在地
第一糖業株式会社	宮城県日向市
新豊食品株式会社	千葉県千葉市美浜区
日新サービス株式会社	東京都中央区
シー・アンド・エス・サービス株式会社	愛知県碧南市
東洋精糖株式会社	東京都中央区
トーハン株式会社	東京都中央区
ツキオカフィルム製菓株式会社	岐阜県各務原市
株式会社日新ウエルネス	東京都中央区
ニューポート産業株式会社	千葉県千葉市美浜区

③ 関連会社

会社名	所在地
新東日本製糖株式会社	千葉県千葉市美浜区
新光糖業株式会社	鹿児島県熊毛郡
南栄糖業株式会社	鹿児島県大島郡
久米島製糖株式会社	沖縄県久米島町
新中糖産業株式会社	沖縄県中頭郡
衣浦埠頭株式会社	愛知県碧南市
衣浦ユーティリティ株式会社	愛知県碧南市
太平洋製糖株式会社	神奈川県横浜市鶴見区
宮古製糖株式会社	沖縄県宮古島市
ツルヤ化成工業株式会社	山梨県韮崎市

(ご参考) 株式会社日新ウエルネスが運営する主なスポーツクラブ

【ドゥ・スポーツプラザ】総合フィットネスクラブ

豊洲（東京都江東区）

上里（埼玉県児玉郡）

高崎（群馬県高崎市）

【スポーツクラブエンターテインメントA-1】総合フィットネスクラブ

笹塚（東京都渋谷区）

【BLEDA（ブレダ）】ホットヨガ&コラーゲンスタジオ

上里（埼玉県児玉郡）

伊奈（埼玉県北足立郡）

浦和美園（埼玉県さいたま市）

野田（千葉県野田市）

【DO SMART（ドゥ・スマート）】バジェット型トレーニングジム

野田（千葉県野田市）

本庄（埼玉県本庄市）

【A-1 EXPRESS】24時間ジム

西永福（東京都杉並区）

つつじヶ丘（東京都調布市）

玉川学園前（東京都町田市）

浜田山（東京都杉並区）

桜上水（東京都杉並区）

千歳烏山（東京都世田谷区）

代田橋（東京都世田谷区）

【A-1 LightGYM24】バジェット型24時間ジム

代田橋（東京都世田谷区）

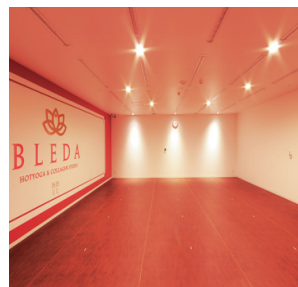
杉並宮前（東京都杉並区）



ドゥ・スポーツプラザ 豊洲店



DO SMART 野田店・
BLEDA 野田店



BLEDA 野田店



スポーツクラブエンター
テインメントA-1 笹塚店

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメント	使用人数	前連結会計年度末比増減
Sugar	465 (59) 名	63名増 (2名減)
Food&Wellness	262 (80) 名	33名増 (1名減)
その他	12 (0) 名	1名減 (－)
合 計	739 (139) 名	95名増 (3名減)

- (注) 1. 当事業年度より、当社グループにおける事業管理区分の見直しに伴い、報告セグメントを従来の「砂糖
その他食品事業」、「健康産業事業」、「倉庫事業」から、「Sugarセグメント」、「Food&Wellness
セグメント」に変更したため、前連結会計年度末比増減については、前連結会計年度の数値を変更後の
事業区分に組み替えて比較しております。
2. 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
3. 使用人数が前連結会計年度末と比べて95名増加したのは、主として2025年3月31日付で東洋精糖
株式会社を連結子会社化したためであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
377 (0) 名	24名増 (1)	43.3歳	18.4年

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 前連結会計年度末比増減は、2024年10月1日付で吸収合併した日新製糖株式会社および伊藤忠製糖株式
会社の前連結会計年度末使用人数と比較しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	6,820
三井住友信託銀行株式会社	3,260
株式会社みずほ銀行	2,340
碧海信用金庫	2,140

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 90,000,000株
② 発行済株式の総数 32,800,095株 (自己株式45株を含む)
③ 株主数 36,768名
④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
伊藤忠商事株式会社	12,145,500	37.0
住友商事株式会社	8,139,381	24.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,517,000	4.6
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	310,500	0.9
野村信託銀行株式会社 (ウェルネオシュガー株式需給 緩衝信託口/2041046)	307,100	0.9
むさし証券株式会社	306,300	0.9
ブルドックソース株式会社	199,600	0.6
平野 孝憲	188,047	0.6
JP MORGAN CHASE BANK 385781	182,761	0.6
関 定夫	157,000	0.5

(注) 1. 当社は、自己株式を45株保有しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	0株	0名

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	仲 野 真 司	
代表取締役社長	山 本 貢 司	
取締役専務執行役員	大久保 亮	内部監査室担当
取締役執行役員	伊 藤 成 人	人事部・経営企画部担当
取 締 役	飯 塚 佳都子	シテューワ法律事務所パートナー ユシロ化学工業株式会社社外取締役（監査等委員）
取 締 役	藤 原 浩	
取 締 役	山 東 理 二	日東工器株式会社社外取締役
取 締 役	南 勝 之	住友商事株式会社ライフスタイルグループ理事 食料SBU長
取 締 役	太 田 晋 二	伊藤忠商事株式会社砂糖・コーヒー・乳製品部長
常 勤 監 査 役	今 井 秀 明	
常 勤 監 査 役	小 西 正 人	
監 査 役	和 田 正 夫	和田公認会計士事務所代表
監 査 役	成 瀬 圭珠子	抜弁天法律事務所代表弁護士 株式会社ウィザス社外監査役 株式会社鳥羽洋行社外取締役 株式会社イムラ社外監査役

- (注) 1. 取締役 飯塚佳都子氏、取締役 藤原浩氏、取締役 山東理二氏、取締役 南勝之氏および取締役 太田晋二氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 和田正夫氏および監査役 成瀬圭珠子氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 飯塚佳都子氏および監査役 成瀬圭珠子氏は、弁護士資格を有しております。
4. 監査役 和田正夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、社外取締役 飯塚佳都子氏、社外取締役 藤原浩氏および社外取締役 山東理二氏ならびに社外監査役 和田正夫氏および社外監査役 成瀬圭珠子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 2024年6月26日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって瀬野大輔氏は取締役を辞任いたしました。
7. 2024年6月26日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって川口多津雄氏は監査役を辞任いたしました。
8. 取締役 飯塚佳都子氏は、2025年2月26日をもって株式会社キューソー流通システムの社外監査役を退任いたしました。
9. ユシロ化学工業株式会社は2025年4月1日に株式会社ユシロに社名変更いたしました。
10. 監査役 成瀬圭珠子氏は、2024年4月25日付で株式会社イムラの社外監査役に就任いたしました。

11. 2025年3月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

なお、※の執行役員は取締役を兼任しております。

※執行役員社長	山本 貢司	
※専務執行役員	大久保 亮	(内部監査室担当)
執行役員	山口 康雄	(経営企画部担当)
※執行役員	伊藤 成人	(人事部・経営企画部担当)
執行役員	大場 健司	(財務部担当)
執行役員	安西 浩樹	(ネオ機能性素材部担当)
執行役員	飯塚 裕之	(総務部担当)
執行役員	三枝 恵	(営業本部長)
執行役員	砂坂 静則	(生産本部長)
執行役員	平林 克樹	(営業本部長代行)
執行役員	杉浦 和彦	(生産本部長代行)

12. 2025年6月26日付で、以下の3名が執行役員に就任予定です。

常務執行役員	小西 正人	(内部監査室担当)
執行役員	赤木 正樹	(第一糖業株式会社 代表取締役社長)
執行役員	三木 智之	(東洋精糖株式会社 代表取締役社長執行役員)

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役および社外監査役全員との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役および社外監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

イ. 当該保険契約の被保険者の範囲

- ・ 当社および当社の全ての子会社の全ての取締役、監査役および執行役員
- ・ 当社から当社子会社以外の非上場会社に、取締役として出向する者および監査役として出向する者

ロ. 当該保険契約の内容の概要

被保険者の行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を当該保険契約により保険会社が補填するもので、1年毎に契約更新をしており、保険料については当社および当社の全ての子会社が全額負担しております。

当該保険契約によって被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当該保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととしております。

④ 取締役および監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	156 (36)	108 (36)	40 (一)	8 (一)	10名 (5名)
監査役 (うち社外監査役)	41 (10)	41 (10)	— (一)	— (一)	5名 (2名)
合計 (うち社外役員)	197 (46)	149 (46)	40 (一)	8 (一)	15名 (7名)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額（譲渡制限付株式報酬を除く）は、2023年6月28日開催の第12回定時株主総会において固定報酬の他、業績連動報酬（役員賞与）も含めた上限額として年額300百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役は5名）であります。なお、業績連動報酬（役員賞与）の額は、当該事業年度において、複数の業績評価指標について目標値等を設定しており、それらに対する目標達成度を基準にして決定されるため、業績確定前につき見込額としております。
2. 監査役の報酬限度額は、2012年6月27日開催の第1回定時株主総会において月額4百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役は2名）であります。
3. 2020年6月25日開催の第9回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入が決議されました。取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は年額41百万円以内と決議いただいております。また、各事業年度において取締役（社外取締役を除く）に対し割り当てる譲渡制限付株式の総数の上限は32,000株であります。当該事業年度における当該制度に基づく株式報酬の額は、譲渡制限付株式報酬8百万円のうち2百万円となります。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は3名）であります。
4. 2024年6月26日開催の第13回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対して、各事業年度を業績評価期間（以下「対象期間」といいます。）として、対象期間における当社取締役会が定める業績等の数値目標等の達成度合いに応じた数の当社普通株式を割り当てる、業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬制度（以下「業績連動事後交付型RS制度」といいます。）の導入が決議されました。取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動事後交付型RS制度に基づく譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は41百万円以内と決議いただいております。また、各事業年度において取締役（社外取締役を除く）に対し割り当てる譲渡制限付株式の総数の上限は32,000株であります。当該事業年度における当該制度に基づく株式報酬の額は、譲渡制限付株式報酬8百万円のうち6百万円となります。ただし、当該報酬額は、業績等の数値目標等の達成度合いに応じて決定されるため、業績確定前につき見込額としております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役は5名）であります。
5. 当事業年度末日現在の取締役は9名（うち社外取締役は5名）、監査役は4名（うち社外監査役は2名）であります。

ロ. 取締役の個人別報酬等の決定方針

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議したうえで、適宜、取締役会において同決定方針の改正を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、独立社外取締役および代表取締役で構成する任意の指名・報酬委員会（以下「指名・報酬委員会」といいます。）へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していること、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

取締役の報酬に関する基本方針

取締役の報酬は、その役割と責務および当社の業績等を勘案して決定するものとし、株主との価値共有、企業業績と企業価値の持続的な向上に対する動機付けや優秀な人材の確保に配慮した体系とします。

また、報酬の水準は、外部専門機関の調査データを活用し、同業他社や我が国における同程度の規模の主要企業の水準等を勘案し、業績に見合った水準とします。

取締役の報酬体系

取締役（社外取締役を除く）と社外取締役の報酬体系は、別体系とします。

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬である基本報酬、業績連動報酬である賞与、譲渡制限付株式報酬で構成し、社外取締役の報酬は固定報酬である基本報酬のみとします。

（基本報酬）

基本報酬は、その月額について、経営に対する責任・関与の度合いにより定めた役位別の報酬額を基準に、独立社外取締役および代表取締役で構成する指名・報酬委員会において、業績のほか当社従業員給与水準との格差や他企業の役員報酬水準を勘案したうえで策定した答申案に基づき、株主総会で承認された報酬総額の限度内で取締役会の決議によりその総額を決定します。

個人別の基本報酬額については、取締役会の決議によりその決定を委任された当社代表取締役が、指名・報酬委員会の答申案に基づき決定し、その額について毎月支給します。

(業績連動報酬である賞与)

業績連動報酬である賞与は、経営に対する責任・関与の度合いにより定めた役位別の標準賞与額を基準に、指名・報酬委員会において、当該期の業績達成度および中期経営計画の達成状況等を評価したうえで答申案を策定し、株主総会で承認された報酬総額の限度内で取締役会の決議により、その総額を決定します。

個人別の業績連動報酬である賞与額については、取締役会の決議によりその決定を委任された当社代表取締役が、指名・報酬委員会の答申案に基づき決定し、その額について業績連動報酬賞与として毎期7月に支給します。

(業績連動報酬である譲渡制限付株式報酬)

取締役（社外取締役を除く）に対し、当事業年度（2024年4月1日～2025年3月31日）を対象期間とする業績連動事後交付型R S制度に基づく株式の割当てを行います。

業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬の額は、当社の経営に対する責任・関与の度合いにより定めた役位別の株式報酬基準額を基礎として、指名・報酬委員会において、対象期間における取締役会が定める業績等の数値目標等の達成度合いに応じて検討し、株主総会で承認された業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬総額の限度内で、取締役会の決議によりその総額を決定します。従って、対象期間の開始時点では、各対象取締役に対して、業績連動事後交付型譲渡制限付株式を交付するための金銭報酬債権を支給するか否か、支給する場合における当該金銭報酬債権の額および交付する業績連動事後交付型譲渡制限付株式の数は確定していません。

また、割り当てる株式は、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事項等の定めに従う当社普通株式とし、前記方法で決定した業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬の総額を、その発行または処分に関する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）で除した数の株式について、指名・報酬委員会において検討したうえで、取締役会の決議によりその総数を決定します。

個人別の割当て株式数については、取締役会の決議によりその決定を委任された当社代表取締役が、指名・報酬委員会の答申案に基づき決定し、各対象期間の翌期8月に毎年割り当てます。

なお、取締役（社外取締役を除く）は、当社と業績連動事後交付型譲渡制限付株式割当契約を締結し、当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資することで、業績連動事後交付型譲渡制限付株式の交付を受けます。譲渡制限の期間は、業績連動事後交付型譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任する日までの期間（退任と同時に再任する場合を除く。）とします。

(基本報酬、業績連動報酬である賞与および譲渡制限付株式報酬の構成割合)

基本報酬、業績連動報酬である賞与および譲渡制限付株式報酬の構成割合は、当社「取締役の報酬に関する基本方針」を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の動機付けのため、報酬の構成割合が、より健全かつ適切なインセンティブの設定となるように、指名・報酬委員会において検討・策定した答申案に基づき、取締役会の決議により決定します。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の決定は、取締役会の決議により代表取締役会長・社長に委任します。委任された代表取締役会長・社長は、指名・報酬委員会の答申案に基づき個人別報酬額等を決定します。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 飯塚佳都子氏は、シティユーワ法律事務所のパートナーおよびユシロ化学工業株式会社（現：株式会社ユシロ）の社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役 山東理二氏は、日東工器株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役 南勝之氏は、住友商事株式会社の従業員であり、当社と同社との間には原材料の購入等の取引関係、ならびに同社が当社の議決権の24.9%を所有する資本関係があります。
- ・取締役 太田晋二氏は、伊藤忠商事株式会社の従業員であり、当社と同社との間には原材料の購入等の取引関係、ならびに同社が当社の議決権の37.1%を所有する資本関係があります。
- ・監査役 和田正夫氏は、和田公認会計士事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役 成瀬圭珠子氏は、抜弁天法律事務所の代表弁護士、株式会社ウィザスの社外監査役、株式会社鳥羽洋行の社外取締役および株式会社イムラの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活動状況および社外取締役に関期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 飯塚佳都子	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。弁護士としての豊富な専門知識・経験を有しており、法律専門家として、公正かつ客観的に独自の立場から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員を務め、当事業年度に開催された当該委員会4回の全てに出席し（ほか1回の書面決議有り）、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役 藤原浩	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。グローバル企業の経営経験や豊富な見識と卓越した経営能力を有しており、公正かつ客観的に意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 また、取締役会に付議された案件やグループ会社の事業運営に関する案件等について、企業経営者の経験や見識に基づき、多角的な視点からの適切な助言や実効性の高い監督を行うなど、重要な役割を果たしております。 さらに、指名・報酬委員会の委員を務め、当事業年度に開催された当該委員会4回の全てに出席し（ほか1回の書面決議有り）、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役 山東理二	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。企業経営やグローバルなビジネス経験を通して、幅広い経験と見識を有しており、公正かつ客観的に意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 また、取締役会に付議された案件やグループ会社の事業運営に関する案件等について、企業経営者の経験や見識に基づき、多角的な視点からの適切な助言や実効性の高い監督を行うなど、重要な役割を果たしております。 さらに、指名・報酬委員会の委員を務め、当事業年度に開催された当該委員会4回の全てに出席し（ほか1回の書面決議有り）、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役 南勝之	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。総合商社でのグローバルなビジネス経験を通して、幅広い経験と見識を有しており、公正かつ客観的に意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 また、取締役会に付議された案件やグループ会社の事業運営に関する案件等について、妥当性・適正性等の視点で意見交換、協議を推進するなど、重要な役割を果たしております。

	活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 太田晋二	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。総合商社での担当分野における豊富な経験と高い見識を有しており、公正かつ客観的に意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 また、取締役会に付議された案件やグループ会社の事業運営に関する案件等について、妥当性・適正性等の視点で意見交換、協議を推進するなど、重要な役割を果たしております。
監査役 和田正夫	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、監査役会14回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社業務執行の適法性について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 成瀬圭珠子	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、監査役会14回の全てに出席いたしました。弁護士としての豊富な専門知識・経験を有しており、法律専門家として、公正かつ客観的に独自の立場から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社業務執行の適法性について適宜、必要な発言を行っております。

会計監査人の状況

① 名称 東陽監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	74
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	78

- （注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額は合計額で記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容および報酬見積りの算出根拠等を検討したうえで、会計監査人の報酬等の額について同意をしております。
3. 当社の子会社であるニューポート産業株式会社は、東陽監査法人が会計監査人となっております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容および当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

A. 決定内容の概要

当社は、会社法第362条第4項第6号、第5項および会社法施行規則第100条第1項、第3項に基づき、コンプライアンスの確保、財務報告の信頼性の確保、業務の効率化等、業務の適正を確保するため、以下の基本方針に則り、内部統制システムを構築する。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の基礎として、「行動規範・行動指針」および「コンプライアンス規程」を定め、取締役会の決議により定めた執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の確立を図る。また、内部監査により、コンプライアンスの状況の監査を行う。

法令違反その他コンプライアンスに反する行為に対する内部通報体制を確立するため、「内部通報取扱規程」を定め、同規程に基づきその運営を行う。

取締役による職務執行の監督機能を向上させるため、執行役員制度を採用し執行機能と監督機能の分離を図るとともに、独立性の高い社外取締役を選任する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役等の職務執行に係る文書その他の情報については、「文書取扱規程」を定め、同規程に基づき適切かつ確実に保存・管理するとともに取締役および監査役等が必要に応じて閲覧できる体制を確立する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎となる「リスク管理規程」を定め、全社横断的なリスク管理のためのリスク管理委員会を設置し、個々のリスクについての管理担当部を定め、同規程に則ったリスク管理体制を確立する。不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする危機緊急対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるとともに、再発防止策を講じる体制を確立する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、法律で定められた事項および経営に関する重要事項について審議する取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。取締役会の決議により、業務の執行を担当する執行役員を選任し、会社の業務を委任する。執行役員は、取締役会で決定した会社の方針および代表取締役の指示の下、業務を執行する。会社の業務執行を統括し、業務執行の重要事項の審議・決定機関として、また、株主総会、取締役会において審議、決定する経営に係わる重要事項の事前協議を行う機関として、経営会議を設置し、原則として月2回以上開催する。

取締役会および経営会議の決定に基づく職務執行については、「組織規程」「業務分掌規程」および「職務権限規程」において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定め、同職務執行が円滑かつ効率的に行われるようにする。

職務の合理化およびITの活用を通じて職務の効率化を推進する。

⑤ 次に掲げる体制その他の当社およびその子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「関係会社管理規程」を定め、各社の業績に関する事項を定期的に報告させるとともに経営および業務執行に係る重要事項について適宜報告させる体制を確立する。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「関係会社管理規程」を定め、各社のリスクに関する情報の報告をさせるとともに、当社リスク管理委員会等において子会社のリスクに関する事項も含め網羅的・統括的に管理する体制を確立する。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループの経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社の管理の基本方針および運用方針を定める。

同方針に沿って、子会社の事業内容、規模等に応じた適正なガバナンス体制および内部統制体制を整備させるとともに、当社内部監査室による監査等を通じて、取締役等の職務執行が効率的に行われているかをチェックし、必要に応じて改善等を指示する体制を確立する。

二. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「行動規範・行動指針」に基づき、子会社の取締役等および使用人が社会的な要請に応え、適法かつ公正な職務執行を行う体制を構築させる。

子会社に事業内容、規模等に応じたコンプライアンス体制を構築させるとともに、当社の内部通報体制あるいは内部監査体制等のコンプライアンス体制に、子会社を組み込むことにより統括的に管理する体制を確立する。

ホ. その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

子会社の業務の適正性を確保するため、当社役員または使用人を子会社役員として派遣または兼任させるとともに、当社内部監査室による定期的な監査を実施する。

⑥ 内部統制システムの有効性と妥当性を確保するための体制

各業務から独立した内部監査室を設置し、「内部監査規程」を定め、同規程に基づき、内部監査を実施することにより当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する体制を確立する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役による監査が円滑に行われるよう、専従スタッフを1名以上置くこととし、専従スタッフへの業務指示および評価は監査役が行い、専従スタッフの人事については監査役会の同意を得たうえで行う。

⑧ 当社の取締役等および使用人が監査役に報告するための体制ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制

定期的に業務執行状況を報告するとともに、法定の取締役報告義務（会社法第357条「会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実」）に加え、当社および子会社の経営および業務執行に重要な影響を及ぼす事項、内部監査実施状況、内部通報状況等について速やかに報告する体制を確立する。

「内部通報取扱規程」に、当社グループの取締役等および使用人が当社相談窓口に通報を行うことができる旨ならびに当社相談窓口が通報を受けた場合には監査役に報告する旨を定める。

⑨ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報取扱規程」に、当社監査役に通報した者に対して、当該通報をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を定める。

⑩ 監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、経営の適法性や効率性について監査するとともに、必要に応じて取締役等または使用人に対して説明を求め、関係資料を閲覧することができる体制を確立する。あわせて、代表取締役や会計監査人等との定期的な会合を通して緊密な連携を図る体制を確立する。

⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するための体制の基礎となる、「財務報告に係る内部統制の整備及び評価」基準を定め、同基準に基づき、財務報告に係る内部統制を整備・運用するとともに、内部統制の有効性と妥当性を評価するために内部監査を定期的に実施する。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制

社会的な秩序を維持、尊重し、必要な場合には法的な措置を前提として、暴力団やブラックジャーナリズム等の反社会的な勢力に対しては、屈することなく毅然とした態度で対決する旨を「行動規範・行動指針」に定め、対応責任部署を明確にし、対応マニュアルの作成、情報の一元管理を行い、不当要求行為等があった場合、即時に組織としての対応を行えるようにするとともに、平素から警察などの外部機関や関連団体との信頼関係の構築および連携を深め、情報収集に努める。また、役員等、使用人、取引先等が反社会的勢力と関係があるかどうかについて、通常必要と思われる注意を払うとともに、反社会的勢力と関係があるとは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力と関係があると判明した時点あるいは反社会的勢力と関係があるとの疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消する。

取締役等および使用人に対し、適宜情報提供を行い、研修等を実施し周知徹底する。

B. 運用状況の概要

当社は、上記基本方針に基づき以下の取組みを実施しています。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. コンプライアンス委員会を適宜開催することにより、グループ全体のコンプライアンスの徹底を図っているほか、年に1回、子会社を含む各部門のコンプライアンスへの取組状況の調査を実施し、その調査結果に基づき、当社内部監査室による、コンプライアンスの状況の監査を行っています。
- ロ. 「コンプライアンス規程」において法令違反その他コンプライアンスに反する違反発見者の届出義務を規定するとともに、「内部通報取扱規程」において受付窓口、告発情報の管理および伝達ルートを整備、調査と報告、告発者の保護等について規定しています。社内通報窓口となるコンプライアンス委員会および監査役会各々に「コンプライアンス相談窓口」を、社外通報窓口として外部委託業者の「コンプライアンス相談窓口」を設置し、子会社を含む使用人等からのコンプライアンス違反の相談等を受け付けています。
- ハ. 取締役による職務執行の監督機能を向上させるため、執行役員制度を採用しています。
- ニ. 当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外取締役の独立性基準を定め、同基準に則り、当社からの独立性を有し一般株主と利益相反が生じるおそれがない社外取締役を3名選任しています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役等の職務執行に係る文書その他の情報については、「文書取扱規程」を定め、同規程に基づき適切かつ確実に保存・管理するとともに取締役および監査役等が必要に応じて閲覧できる体制を整備しています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業経営を取り巻く様々なリスクに対応するため、「リスク管理規程」を定め、全社横断的なリスク管理のためのリスク管理委員会を設置し、個々のリスクについての管理担当部を定め、同規程に則ったリスク管理体制を整備しています。また、不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする危機緊急対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるとともに再発防止策を講じることとしています。リスク管理委員会を適宜開催し、種々のリスク発生を未然に防止する策等を検討しています。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 会社法等で定められた事項および経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役等の職務の執行を監督するため、2025年3月31日現在9名で構成する取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催しています。

ロ. 2025年3月31日現在11名の執行役員が取締役会で決定した会社の方針および代表取締役の指示のもと、業務を執行しています。

業務執行の審議・決定機関である経営会議を原則として月2回以上開催し、会社の業務執行を統括し、経営に係る重要事項の事前協議を行っています。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」を定め、当社の「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、子会社各社の事業内容、規模等に応じた内部統制体制を整備させるとともに、当社内部監査室による監査等を通じて各社内部統制システムが適正かチェックし、必要に応じて改善等を指示しているほか、当社役員および使用人を子会社役員として派遣または兼任させることにより、業務の適正を確保しています。加えて、各社の業績に関する事項を定期的に報告させるとともに経営および業務執行に係る重要事項について適宜報告させています。

⑥ 内部統制システムの有効性と妥当性を確保するための体制

各業務から独立した内部監査室を設置し、監査計画に基づき、子会社を含めた業務の適正性および経営の妥当性、効率性を監査する内部監査を実施し、監査結果を代表取締役および監査役会に適宜報告しています。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役監査を支える専従スタッフとして、これら専門分野で実務経験のあるスタッフ1名を配置しています。なお、専従スタッフへの業務指示および評価は監査役が行い、専従スタッフの人事については監査役会の同意を得たうえで行っています。

⑧ 当社の取締役等および使用人が監査役に報告するための体制ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制

内部通報窓口として、監査役会に「コンプライアンス相談窓口」を設置し、子会社を含む使用人等からのコンプライアンス違反の相談等を受け付けています。

⑨ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報取扱規程」に、監査役会に通報した者に対して、当該通報をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を定めています。

⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当期において、監査役からその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求はありませんでしたが、請求された場合には、原則として速やかに当該費用または債務を処理することとしています。

⑪ その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役は、取締役会に全員が出席しています。また、代表取締役と定期的な会合を実施しているほか、必要に応じて常勤監査役は経営会議、その他重要な会議に出席しています。

ロ. 内部監査室は、内部監査の実施内容とその結果について、適宜、監査役（会）に報告を行うことにより、監査役との連携を図っています。監査役と会計監査人は、監査計画（年次）および会計監査結果報告（四半期・期末決算毎）などの会議を定例的に開催するほか、必要に応じて情報交換を行っています。また、内部統制部門である経営企画部および財務部は、監査役と必要に応じて情報交換を行っています。

⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制

「財務報告に係る内部統制の整備及び評価」基準を定め、同基準に基づき、財務報告に係る内部統制を整備・運用するとともに、内部監査の一環として財務報告に係る内部統制の整備状況および運用状況の有効性についての評価を定期的実施しています。

なお、評価作業を外部のコンサルティング会社に委託し、評価実施者の評価対象業務からの独立性と監査実施者としての能力を確保しています。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制

反社会的勢力排除に向けた取組みの基本方針を定め、対応責任部署を中心に対応しています。具体的には、定期的な取引先等に対する反社会的勢力との関連性の有無の確認実施、契約書等への反社会的勢力排除条項の導入等を実施しています。

会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結計算書類

連結財政状態計算書

(単位：百万円)

科目	第14期 2025年3月31日現在
資産	
流動資産	
現金及び現金同等物	15,445
営業債権及びその他の債権	9,035
その他の金融資産	846
棚卸資産	21,108
その他の流動資産	615
流動資産合計	47,051
非流動資産	
有形固定資産	19,688
使用権資産	1,697
のれん	13,863
無形資産	220
持分法で会計処理されている投資	16,564
その他の金融資産	9,503
退職給付に係る資産	234
繰延税金資産	157
営業債権及びその他の債権	20
その他の非流動資産	1,349
非流動資産合計	63,301
資産合計	110,352

科目	第14期 2025年3月31日現在
負債及び資本	
負債	
流動負債	
借入金	15,810
営業債務及びその他の債務	10,940
リース負債	771
その他の金融負債	97
未払法人所得税等	1,674
引当金	5
その他の流動負債	2,710
流動負債合計	32,009
非流動負債	
営業債務及びその他の債務	33
リース負債	1,175
その他の金融負債	95
退職給付に係る負債	614
引当金	443
繰延税金負債	1,552
その他の非流動負債	64
非流動負債合計	3,979
負債合計	35,989
資本	
資本金	7,000
資本剰余金	31,255
自己株式	△662
その他の資本の構成要素	1,914
利益剰余金	33,384
親会社の所有者に帰属する持分合計	72,892
非支配持分	1,470
資本合計	74,363
負債及び資本合計	110,352

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第14期 2024年4月1日から 2025年3月31日まで
売上収益	97,069
売上原価	77,595
売上総利益	19,474
販売費及び一般管理費	10,964
その他の収益	227
その他の費用	713
営業利益	8,024
金融収益	185
金融費用	84
持分法による投資利益	252
税引前利益	8,377
法人所得税費用	2,811
当期利益	5,565
当期利益の帰属	
親会社の所有者	5,565
非支配持分	—
当期利益	5,565

連結計算書類

連結持分変動計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
				キャッシュ・フロー・ヘッジ	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産
2024年4月1日残高	7,000	34,690	△3,528	155	1,776
当期利益	－	－	－	－	－
その他の包括利益	－	－	－	168	98
当期包括利益合計	－	－	－	168	98
自己株式の取得	－	－	△889	－	－
自己株式の処分	－	31	281	－	－
自己株式の消却	－	△3,473	3,473	－	－
配当金	－	－	－	－	－
株式報酬取引	－	8	－	－	－
企業結合による変動	－	－	－	－	－
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	－	－	－	－	△75
非金融資産への振替	－	－	－	△209	－
所有者との取引額合計	－	△3,434	2,865	△209	△75
2025年3月31日残高	7,000	31,255	△662	114	1,799

	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	合計
	その他の資本の構成要素		利益剰余金	合計		
	確定給付制度の 再測定	合計				
2024年4月1日残高	－	1,932	31,012	71,107	－	71,107
当期利益	－	－	5,565	5,565	－	5,565
その他の包括利益	73	340	－	340	－	340
当期包括利益合計	73	340	5,565	5,905	－	5,905
自己株式の取得	－	－	－	△889	－	△889
自己株式の処分	－	－	－	312	－	312
自己株式の消却	－	－	－	－	－	－
配当金	－	－	△3,342	△3,342	－	△3,342
株式報酬取引	－	－	－	8	－	8
企業結合による変動	－	－	－	－	1,470	1,470
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替	△73	△148	148	－	－	－
非金融資産への振替	－	△209	－	△209	－	△209
所有者との取引額合計	△73	△358	△3,193	△4,120	1,470	△2,650
2025年3月31日残高	－	1,914	33,384	72,892	1,470	74,363

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結計算書類の作成基準

当社およびその子会社（以下、当社グループ）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際財務報告基準（以下、IFRS）に準拠して作成しています。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数……9社

連結子会社の名称……第一糖業(株)、新豊食品(株)、日新サービス(株)、シー・アンド・エス・サービス(株)、東洋精糖(株)、トーハン(株)、ツキオカフィルム製薬(株)、(株)日新ウエルネス、ニューポート産業(株)

2025年2月7日より東洋精糖(株)の普通株式について、金融商品取引法に基づく公開買付けを実施いたしました。本公開買付けの結果、2025年3月31日付で、同社および同社の連結子会社であるトーハン(株)は当社の子会社となったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めています。

前連結会計年度において連結子会社でありました日新製糖(株)および伊藤忠製糖(株)は2024年10月1日に当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除いています。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数……10社

持分法適用会社の名称……新東日本製糖(株)、新光糖業(株)、南栄糖業(株)、久米島製糖(株)、新中糖産業(株)、衣浦埠頭(株)、衣浦ユーティリティ(株)、太平洋製糖(株)、宮古製糖(株)、ツルヤ化成工業(株)

2025年3月31日に連結子会社となった東洋精糖(株)の関連会社である、太平洋製糖(株)および宮古製糖(株)を当連結会計年度より当社の持分法適用の範囲に含めています。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

5. 会計方針に関する事項

(1) 金融資産

イ. 当初認識および測定

当社グループは、すべての金融資産を当初認識時に、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（FVTOCI金融資産）、または純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（FVTPL金融資産）に分類しています。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融資産を認識しています。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しています。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権は、取引価格で測定しています。

a. 償却原価で測定する金融資産

当社グループは以下の条件を満たす金融資産を、償却原価で測定する金融資産に分類しています。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローの回収を保有目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。

- ・ 金融資産の契約条件により、特定の日に元本および元本残高に対する利息の支払のみのキャッシュ・フローが生じる。

償却原価で測定する金融資産は、公正価値に取引費用を加算して当初認識し、当初認識後は実効金利法による償却原価で測定しています。

b. FVTOCI金融資産

当社グループは原則として資本性金融商品をFVTOCI金融資産に指定しています。

FVTOCI金融資産は、公正価値で当初認識し、当初認識後の公正価値の変動および認識の中止に係る利得または損失をその他の包括利益において認識し、その累計額はその他の資本の構成要素に認識後、当該FVTOCI金融資産の認識の中止に伴い、利益剰余金に振り替えています。FVTOCIの資本性金融資産に係る受取配当金については純損益で認識しています。

c. FVTPL金融資産

償却原価で測定する金融資産またはFVTOCI金融資産以外の金融資産は、FVTPL金融資産に分類しています。FVTPL金融資産は、公正価値で当初認識し、当初認識後の公正価値の変動および売却損益は純損益として認識しています。

ロ. 金融資産の減損

償却原価により測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しています。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しています。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しています。

なお、上記にかかわらず、重大な金融要素を含んでいない営業債権等は、貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しています。

予想信用損失は、信用情報の変化や債権の期日経過情報等を反映する方法で見積っています。

ハ. 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、または金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しています。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識しています。

(2) デリバティブおよびヘッジ会計

当社グループは、為替リスクをヘッジするために、為替予約を利用しています。為替予約取引は、契約が締結された時点の公正価値で当初測定され、その後も公正価値で再測定しています。

為替予約の公正価値変動額は連結損益計算書において純損益として認識しています。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分はその他の包括利益として認識しています。

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係ならびにヘッジを実施するに当たってのリスク管理目的および戦略について、公式に指定および文書化を行っています。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象となる項目または取引ならびにヘッジされるリスクの性質およびヘッジされたりリスクに起因するヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の公正価値変動の有効性の評価方法などを含んでいます。これらのヘッジは、公正価値またはキャッシュ・フローの変動を相殺する上で非常に有効であることが見込まれますが、ヘッジ指定を受けたすべての財務報告期間にわたって実際に有効であったか否かを判断するために、継続的に評価しています。

為替予約をキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定しており、為替予約の公正価値の変動のうちヘッジ有効部分は、「キャッシュ・フロー・ヘッジ」として、その他の資本の構成要素に含めています。キャッシュ・フロー・ヘッジの残高は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが純損益に影響を及ぼす期間と同一期間において、その他の包括利益から控除し、ヘッジ対象と同一の項目で純損益に振り替えています。為替予約の公正価値の変動のうちヘッジ非有効部分は、即時に純損益で認識しています。

ヘッジ対象が非金融資産または非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益として認識している金額は、非金融資産または非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しています。

ヘッジ指定を取り消した場合、またはヘッジ手段が消滅、終了または行使となった場合、もしくはヘッジ会計に適格ではなくなった場合には、ヘッジ会計を中止しています。

(3) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しています。正味実現可能価額は、通常の事業過程における棚卸資産の見積販売価額から、完成までに要する見積原価および見積販売費用を控除した額です。取得原価は、主として総平均法に基づいて算定しています。

(4) 有形固定資産

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去および土地の原状回復費用、および資産計上すべき借入コストが含まれています。

土地および建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しています。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・建物及び構築物 2－60年
- ・機械装置及び運搬具 2－17年
- ・工具器具及び備品 2－20年

なお、見積耐用年数、残存価額および減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

(5) のれん

当社グループは、のれんを取得日時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産および引受負債の純認識額（通常、公正価値）を控除した額として当初測定しています。

のれんの償却は行わず、每期および減損の兆候が存在する場合には、その都度、減損テストを実施しています。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識しています。なお、その後の戻入は行っていません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

(6) 無形資産（のれんを除く）

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しています。

無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却し、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で表示しています。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりです。なお、耐用年数を確定できない無形資産はありません。

- ・ソフトウェア 5年
- ・商標権 10年
- ・顧客関連資産 8年

なお、見積耐用年数、残存価額および償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

(7) リース

当社グループは、借手としてのリース取引について、リース開始日に、使用権資産を取得原価で、リース負債を未払リース料総額の現在価値で測定しています。

使用権資産は、耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っています。

リース料は、実効金利法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しています。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リースおよび原資産が少額のリースについては、使用権資産およびリース負債を認識せず、リース料総額をリース期間にわたって、定額法で認識しています。

(8) 非金融資産の減損

棚卸資産および繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っています。のれんおよび耐用年数を確定できない、または未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず回収可能価額を毎年同じ時期に見積っています。

資産または資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い方の金額としています。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値および当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割引いています。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しています。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しています。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しています。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成しません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しています。

減損損失は、資産または資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しています。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しています。

のれんに関連する減損損失は戻入れていません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少または消滅を示す兆候の有無を評価しています。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入れています。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費および償却額を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻入れています。

(9) 従業員給付

イ. 退職後給付

当社グループは、確定給付制度債務の現在価値および関連する当期勤務費用ならびに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しています。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しています。

確定給付制度に係る負債または資産は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除して算定しています。

確定給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えています。

過去勤務費用は、発生した期の純損益として処理しています。

確定給付制度が積立超過である場合には、確定給付制度資産の純額を次のいずれか低い方で測定しています。

- ・当該確定給付制度の積立超過額
- ・資産上限額（アセット・シーリング）

ロ. 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しています。

賞与については、それらを支払う法的もしくは推定的な債務を負っており、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しています。

有給休暇（永年勤続休暇含む）については、将来の有給休暇の権利を増加させる勤務に従業員が提供した時に負債として認識しています。

(10) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的または推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しています。貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値および当該負債に特有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割引いています。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しています。

(11) 収益

当社グループは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用しています。

当社グループは、通常の商取引において提供される商品の販売、サービスおよびその他の販売に係る収益を以下の5ステップアプローチに基づき、認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に収益を認識する。

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準、本人代理人の判定に関する基準は以下のとおりです。

製品および商品販売に係る収益

製品および商品の販売については、引き渡し時点において、顧客が当該製品や商品に対する支配を獲得、履行義務が充足されると判断し、収益を認識しています。また、上記の5ステップアプローチに基づき、顧客との契約における履行義務を充足したことにより、当社グループが顧客に対して支払う対価であるリポート等の一部について、売上収益から控除しています。

サービスおよびその他の販売に係る収益

サービスおよびその他の販売に係る収益には、フィットネス事業における会費収入、倉庫事業における入庫保管料、受託加工などの収益が含まれています。顧客へ移転する事を約束したサービスの識別を行い、個別に会計処理される履行義務を識別し、履行義務が要件を満たす場合に限り、その基礎となるサービスの履行義務の充足を一時点または一定期間にわたり認識しています。

収益の本人代理人の判定

当社グループは、通常の商取引において、仲介業者または代理人としての機能を果たす場合があります。このような取引における収益を報告するにあたり、収益を顧客から受け取る対価の総額（グロス）で認識するか、または顧客から受け取る対価の総額から第三者に対する手数料その他の支払額を差し引いた純額（ネット）で認識するかを判断しています。ただし、グロスまたはネット、いずれの方法で認識した場合でも、営業利益および当期利益に影響はありません。

収益の本人代理人の判定に際しては、その取引における履行義務の性質が、特定された財またはサービスを顧客に移転される前に支配し、自ら提供する履行義務（すなわち、「本人」）に該当するか、それらの財またはサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配する履行義務（すなわち、「代理人」）に該当するかを基準としています。当社グループが「本人」に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点で、または充足するにつれて収益をグロスで認識しています。当社グループが「代理人」に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点で、または充足するにつれて、特定された財またはサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配することと交換に権利を得ると見込んでいる報酬または手数料の金額にて収益をネットで認識しています。

ある取引において当社グループが本人に該当し、その結果、当該取引に係る収益をグロスで認識するための判断要素として、次の指標を考慮しています。

- ・当社グループが、特定された財またはサービスを提供する約束の履行に対する主たる責任を有している。
- ・特定された財またはサービスが顧客に移転される前、または顧客への支配の移転の後に、当社グループが在庫リスクを有している。
- ・特定された財またはサービスの価格の設定において当社グループに裁量権がある。

(12) 外貨換算

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しています。

期末日における外貨建貨幣性資産および負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しています。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産および負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しています。

換算または決済により生じる換算差額は、純損益として認識しています。ただし、その他の包括利益を通じて測定する金融資産、およびキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しています。

(会計上の見積りに関する注記)

I F R S に準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の金額に影響を及ぼす判断、見積りおよび仮定の設定を行っています。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

重要な会計上の見積りおよびその基礎となる仮定は継続して見直しています。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間およびそれ以降の将来の会計期間において認識しています。

経営者が行った連結計算書類の金額に重要な影響を与える判断および見積りは以下のとおりです。

(1) 非金融資産の減損

当社グループは、有形固定資産、使用権資産、のれんおよび無形資産について、減損テストを実施しています。減損テストにおける回収可能価額の算定においては、資産の耐用年数、将来キャッシュ・フロー、税引前割引率および将来の成長率等について一定の仮定を設定しています。減損の判定は、社内における評価を行い、経営者が必要と判断する場合は第三者による評価を利用しています。

これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定していますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果により影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

イ. 減損損失

当社グループは、減損損失の算定にあたって概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位を基礎としてグルーピングを行っています。

減損損失は、連結損益計算書の「その他の費用」に計上しています。

減損損失の資産種類別の内訳は以下のとおりです。

有形固定資産	15百万円
建物及び構築物	10百万円
機械装置及び運搬具	2百万円
その他有形固定資産	2百万円

使用権資産	63百万円
のれん	510百万円
無形資産	0百万円
ソフトウェア	0百万円
合計	<u>589百万円</u>

当連結会計年度において、(株)日新ウエルネスにおいて、各店舗の将来の利益計画の見直しを行った結果、投資の回収が見込まれなくなったため、のれんを含む資金生成単位の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額589百万円を減損損失として認識しました。なお、当該資金生成単位の回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを税引前加重平均資本コスト7.2%~7.5%により現在価値に割引いて算定しています。

ロ. のれんの減損テスト

当社グループは、のれんについて、每期および減損の兆候がある場合には随時、減損テストを実施しています。

減損テストの回収可能価額は、使用価値に基づき算定しています。

企業結合で生じたのれんは、取得日に企業結合から利益がもたらされる資金生成単位に配分しています。

のれんの帳簿価額のセグメント別内訳は以下のとおりです。

Sugarセグメント	12,309百万円
Food&Wellnessセグメント	<u>1,554百万円</u>
合計	<u>13,863百万円</u>

なお、当連結会計年度においてFood&Wellnessセグメントに属する(株)日新ウエルネスののれんに関して減損損失を計上しています。減損の内容および金額については「イ. 減損損失」に記載しています。

(2) 確定給付制度債務の測定

当社グループは、確定給付型を含む様々な退職後給付制度を有しています。これらの各制度に係る確定給付制度債務の現在価値および関連する勤務費用等は、数理計算上の仮定に基づいて算定しています。数理計算上の仮定には、割引率、退職率および死亡率等の様々な変数についての見積りおよび判断が求められます。当社グループは、これらの変数を含む数理計算上の仮定の適切性について、外部の年金数理人からの助言を得ています。

数理計算上の仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定していますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果や関連法令の改正・公布によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

確定給付制度債務および制度資産と連結財政状態計算書に計上された確定給付負債および資産の純額との関係は以下のとおりです。

積立型の確定給付制度債務の現在価値	3,579百万円
制度資産の公正価値	△6,654百万円
アセット・シーリングの影響	2,952百万円
小計	△123百万円
非積立型の確定給付制度債務の現在価値	503百万円
確定給付制度債務および制度資産の純額	380百万円
連結財政状態計算書上の金額	
退職給付に係る負債	614百万円
退職給付に係る資産	234百万円
連結財政状態計算書に計上された確定給付負債	380百万円
および資産の純額	

(3) 引当金

当社グループは、資産除去債務を引当金として連結財政状態計算書に計上しています。引当金は、期末日における債務に関するリスクおよび不確実性を考慮に入れた、債務の決済に要する支出の最善の見積りに基づいて計上しています。

債務の決済に要する支出額は、将来の起こりうる結果を総合的に勘案して算定していますが、予想し得ない事象の発生や状況の変化によって影響を受ける可能性があり、実際の支払額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

当連結会計年度の連結財政状態計算書に計上した額は449百万円です。

(4) 法人所得税

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しています。繰延税金資産の認識に際しては、課税所得が生じる可能性の判断において、将来獲得しうる課税所得の時期および金額を合理的に見積り、金額を算定しています。

課税所得が生じる時期および金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期および金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下のとおりです。

繰延税金資産

従業員給付	426百万円
固定資産	294百万円
リース負債	516百万円
退職給付に係る負債	183百万円
税務上の繰越欠損金	1百万円
その他	474百万円
合計	<u>1,897百万円</u>

繰延税金負債

固定資産	△1,685百万円
退職給付に係る資産	△95百万円
その他の金融資産	△1,214百万円
その他	△296百万円
合計	<u>△3,293百万円</u>

(注) 繰延税金負債の固定資産には使用権資産が含まれています。

(注) 「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しています。

この変更により、当連結会計年度の「繰延税金負債」の金額（繰延税金資産を控除した金額）が54百万円増加し、法人税等調整額が29百万円増加、その他の資本の構成要素が24百万円減少しています。

(5) 金融商品の公正価値

当社グループは、特定の金融商品の公正価値を評価する際に、市場で観察可能ではないインプットを利用する評価技法を用いています。観察可能ではないインプットは、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

金融商品の公正価値に関連する内容および金額については、「金融商品に関する注記」に記載しています。

(6) 偶発事象

偶発事象は、期末日におけるすべての利用可能な証拠を勘案し、その発生可能性および金額的影響を考慮した上で、将来の事業に重要な影響を及ぼしうる項目を開示します。

偶発事象の内容については、「連結財政状態計算書に関する注記 (3)偶発事象」に記載しています。

(連結財政状態計算書に関する注記)

(1)資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	14百万円
その他の金融資産	7百万円

(2)有形固定資産の減価償却累計額および減損損失累計額 27,419百万円

(3)偶発事象

当社グループは、持分法適用会社の金融機関からの借入に対して、債務保証を行っています。

持分法適用会社	87百万円
---------	-------

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式	千株	千株	千株	千株
普通株式	35,053	-	2,253	32,800

(注) 2024年12月17日開催の取締役会決議により、2024年12月26日付で自己株式を消却しています。これにより、発行済株式総数が減少しています。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,834百万円	56円	2024年3月31日	2024年6月27日
2024年11月7日 取締役会	普通株式	1,507百万円	46円	2024年9月30日	2024年12月2日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
次のとおり、提案しています。

議案	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,836百万円	56円	2025年3月31日	2025年6月27日

(注) 配当金の総額には、株式需給緩衝信託®が基準日時点で保有する当社株式307,100株に対する配当金を含んでいます。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については銀行借入を利用しています。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先毎の期日管理や残高管理などによりリスクの低減を図っています。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については売買の実績および公正価値について定期的に取り締役に報告しています。

借入金の使途は主として運転資金です。なお、デリバティブは粗糖相場および外国為替相場の変動によるリスクを軽減することを目的として利用しています。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

イ. 金融商品の公正価値の算定方法

(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、その他の金融資産、営業債務及びその他の債務、借入金、その他の金融負債)

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(株式)

上場株式の公正価値については、期末日の市場価格によって算定しています。非上場株式の公正価値につ

いては外部機関の評価または観察可能な価格を直接あるいは間接に参照して算出する方法と修正純資産方式とを銘柄ごとに適用して算定しています。

(ヘッジ会計を適用していないデリバティブ)

デリバティブ資産およびデリバティブ負債の公正価値は、取引先金融機関から提示された価格、または為替レートおよび金利等の観察可能なインプットに基づき算定しています。

ロ. 公正価値ヒエラルキーのレベル別分類

当社グループにおける公正価値の測定レベルは、市場における観察可能性に応じて次の3つに区分しています。

レベル1：活発に取引される市場で公表価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接、または間接的に使用して算定された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算定された公正価値

当連結会計年度における金融商品の公正価値ヒエラルキーのレベル別の内訳は、以下のとおりです。

	(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産	—	140	9	149
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式及び出資金	3,675	—	3,292	6,967
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ金融資産	—	9	—	9
合計	3,675	149	3,301	7,126

ハ. 評価プロセス

レベル3に分類した金融商品については、当社グループで定めた公正価値測定の評価方針および手続に従い、評価担当者が、公正価値を測定しています。また、公正価値の測定結果については適切な責任者が承認しています。

レベル3に分類した非上場株式は、類似企業比較法および純資産に基づく評価モデル等により、公正価値を測定しています。

レベル3に分類した金融商品の期首から期末までの変動は、以下のとおりです。
 なお、当連結会計年度において、レベル1、2および3の間の移動はありません。

期首残高	2,210百万円
利得及び損失合計	128百万円
純損益(注)	△0百万円
その他の包括利益	128百万円
購入	0百万円
企業結合による取得	974百万円
償還および解約	△12百万円
期末残高	3,301百万円

(注) 連結損益計算書の「金融費用」に含まれています。

(収益認識に関する注記)

1.収益の分解情報

	(百万円)		
	Sugar	Food & Wellness	合計
売上収益	83,800	13,269	97,069

2.収益を理解するための基礎となる情報

Sugarセグメント

砂糖の販売取引については、製品および商品を取引先に引き渡した時点で、当該製品および商品の支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたと判断して収益を認識しています。対価については、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内に受領しています。また、顧客に対して支払う対価であるリベート等の一部について、売上収益から控除しています。なお一部契約内容から代理人取引に該当すると判断される取引については純額表示を行っています。

Food&Wellnessセグメント

①フードサイエンス事業

その他甘味料や機能性素材等の販売取引については、製品および商品を取引先に引き渡した時点で、当該製品および商品の支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたと判断して収益を認識しています。対価については、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内に受領しています。また、顧客に対して支払う対価であるリベート等の一部について、売上収益から控除しています。なお一部契約内容から代理人取引に該当すると判断される取引については純額表示を行っています。

②フィットネス事業

運営するフィットネスクラブ等において、会員に対して種別等に応じた利用機会を提供することを履行義務としています。会費等については時の経過に基づき、また各種利用料については利用に応じて履行義務が充足されると判断しており、したがって会費については契約期間にわたって収益認識し、各種利用料については利用状況に応じて月の収益として認識しています。

なお、取引の対価は概ね各月において履行義務の充足前に前受けする形、もしくは履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内に受領しています。

③倉庫事業

倉庫を運営し、取引先の指示に基づき、保管、入庫、出庫、配送、港湾荷役等のサービスを提供することを履行義務としています。保管については時の経過に基づき、その他業務については業務完了に基づいて履行義務が充足されると判断しており、したがって保管料については契約期間にわたって収益認識し、その他の対価について各業務量に応じて月の収益として認識しています。対価については、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内に受領しています。

3.当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

イ.契約残高

顧客との契約から生じた債権および契約負債の内訳は、以下のとおりです。

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形及び売掛金	7,975百万円	8,915百万円
契約負債	92百万円	103百万円

契約負債の期首残高のうち認識した収益の金額は、92百万円です。また、過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

受取手形及び売掛金は、連結財政状態計算書の「営業債権及びその他の債権」に、契約負債は、連結財政状態計算書の「その他の流動負債」に含めて表示しています。

ロ.残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり親会社所有者帰属持分 2,242円24銭
2. 基本的 1 株当たり当期利益 170円05銭

(注) 1 株当たり情報の計算において、自己株式数に株式需給緩衝信託®が保有する当社株式を含めています。

(重要な後発事象に関する注記)

(東洋精糖株式会社の完全子会社化に係るスクイーズアウト手続きについて)

東洋精糖株式会社（以下「東洋精糖」という）は、2025年5月16日に開催された臨時株主総会にて、スクイーズアウト手続きとして、2025年6月4日を効力発生日とする株式併合（以下「本株式併合」という）を実施することを決議しました。

(1) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

778,908株を1株に併合します。

③ 減少する発行済株式総数

5,452,349株

④ 効力発生前における発行済株式総数

5,452,356株

(注) 東洋精糖は、2025年4月10日付の取締役会決議において、2025年6月3日付で自己株式3,644株を消却することを決定していますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しています。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

7株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

28株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、当社以外の株主の皆様が所有する株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付します。

当該売却について、東洋精糖は、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社に売却することを予定しています。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様が所有する株式の数に、当社が2025年2月7日より実施した東洋精糖株式に対する公開買付けにおける株式1株当たりの買付け等の価格と同額である2,080円を乗じた金額に相当する金銭を、株主の皆様には交付できるような価格に設定する予定です。

(2)株式併合の日程

臨時株主総会開催日	2025年5月16日（金）
整理銘柄指定日	2025年5月16日（金）
最終売買日	2025年5月30日（金）（予定）
上場廃止日	2025年6月2日（月）（予定）
本株式併合の効力発生日	2025年6月4日（水）（予定）

(その他の注記)

1. 取得による企業結合（東洋精糖株式会社）

(1)企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 東洋精糖株式会社

事業の内容 砂糖の製造及び販売、機能素材の製造及び販売

② 取得日

2025年3月31日

③ 取得した議決権付資本持分の割合

86.91%

④ 企業結合を行った主な理由

我が国の砂糖産業を取り巻く環境においては、人口減少、低甘味・低カロリー志向による砂糖代替品の台頭、他国との経済連携協定等による競争激化、近年の原料価格高騰等を背景に、不確実性が高まっています。そうした不確実性の高まりの中で、事業環境の変化への柔軟な対応、事業基盤の更なる強化及び経営効率化は特に重要な経営課題となっています。また、機能性素材を含むフードサイエンス事業についても、成長市場ながら競争環境は激化していくことが考えられることから、十分なキャッシュを伴う研究開発、マーケティング施策、成長投資等による差別化が重要になってくるものと認識しています。

このような状況の中、製糖事業の同業である東洋精糖株式会社との連携により、砂糖事業においては、原料の共同調達、製造ノウハウの活用、両社の生産拠点のうち最適な拠点からの物流・販売の実現など、各側面において最適なサプライチェーンを構築することで、サステナブルかつ競争力のある供給体制が構築できると考えています。また、機能性素材事業においても、研究開発段階から両社が情報共有することで、製品開発のスピードを加速させ、多様な機能性素材の創出につながると考えており、両社にとっての収益拡大機会の獲得につながると見込んでいます。

なお、東洋精糖株式会社との強い連携の下で競争力を高め、強い収益基盤を構築し、中長期的な企業価値の向上を達成していくためには、外部環境の変化に対応する柔軟かつ適切で迅速な意思決定を行っていくことが重要であると考えています。さらには株主、経営陣及び従業員が一体となって会社の永続的な成長及び雇用安定のために各種施策を推進していくことが必要であると判断し、上場維持を前提とした資本業務提携ではなく、東洋精糖株式会社を当社の完全子会社とすることを目的としています。

⑤ 被取得企業の支配の獲得方法

現金を対価とする公開買付による株式の取得

(2)取得日現在における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値及び非支配持分

(単位：百万円)

	金額
支払対価の公正価値（現金）	9,856
取得資産及び引受負債の公正価値	
現金及び現金同等物	3,596
営業債権及びその他の債権	1,842
その他の金融資産	3,855
棚卸資産	2,762
有形固定資産	335
使用権資産	196
無形資産	9
持分法で会計処理されている投資	1,387
退職給付に係る資産	36
繰延税金資産	14
その他の資産	61
営業債務及びその他の債務	△1,165
リース負債	△199
その他の金融負債	△24
未払法人所得税等	△136
引当金	△15
退職給付に係る負債	△301
繰延税金負債	△242
その他の負債	△780
取得資産及び引受負債の公正価値（純額）	11,233
非支配持分	1,470
のれん	93

- (注) 1. 取得した資産及び引き受けた負債については、当連結会計年度末において取得対価の配分が完了していないため、現時点で入手可能な情報に基づいて暫定的に算定しています。
2. 非支配持分は、被取得企業の識別可能な純資産の公正価値に対する非支配株主の持分割合で測定しています。
3. 当該企業結合により生じたのれんの主な内容は、今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力です。なお、税務上損金算入を見込んでいるのれんの金額はありません。

(3) 取得関連費用

当該企業結合に係る取得関連費用は230百万円であり、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しています。

(4) 業績に与える影響

当連結会計年度においては財政状態計算書のみを連結しており、連結損益計算書に被取得企業の業績は含まれていません。また、企業結合が期首に実施されたと仮定した場合、当連結会計年度における当社グループの売上収益および当期利益は、それぞれ115,484百万円および5,808百万円であったと算定されます。なお、当該プロフォーマ情報は監査証明を受けていません。

2. 当社の流通株式比率向上を目的とする株式需給緩衝信託®の設定

当社は新市場区分としてプライム市場を選択しており、同市場の上場維持基準の充足を目的とし、流通株式比率を向上させる取組みを進めており、株式需給緩衝信託®（以下「本信託」という。）により、大株主である伊藤忠商事株式会社及び住友商事株式会社が保有する当社株式の一部を取得し、市場へ売却しています。

本信託は、当社が拠出する資金を原資として東京証券取引所の終値取引（ToSTNeT-2）により当社株式を取得し、その後、信託期間の内に当社株式を市場に売却し、売却代金をあらかじめ定めるタイミングで定期的に当社へ分配するものであり、当社を受益者とする自益信託です。

本信託により、当連結会計年度に当社株式391,000株を889百万円で取得した後、当連結会計年度末までに99,900株を売却し、自己株式が227百万円減少しました。この結果、当連結会計年度末の連結財政状態計算書における自己株式のうち、本信託によるものは、662百万円となっています。

当連結会計年度における本信託の設定にかかる信託報酬その他の諸費用が損益に与える影響は軽微です。また、当連結会計年度における自己株式処分差損益が資本剰余金に与える影響は軽微です。

なお、本信託が保有する当社株式については、「自己株式」として会計処理しているため、基本的1株当たり当期利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり親会社所有者帰属持分の算定上、期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めています。

3. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第14期 2025年3月31日現在
資産の部	
流動資産	34,918
現金及び預金	10,232
売掛金	5,777
商品及び製品	5,796
仕掛品	1,187
原材料及び貯蔵品	8,190
前払費用	180
関係会社短期貸付金	3,181
その他	370
固定資産	66,496
有形固定資産	17,940
建物	2,427
構築物	154
機械及び装置	3,176
車両運搬具	2
工具器具備品	302
土地	10,543
建設仮勘定	1,334
無形固定資産	8,430
ソフトウェア	90
のれん	8,279
その他	61
投資その他の資産	40,126
投資有価証券	3,887
関係会社株式	29,713
関係会社長期貸付金	3,865
前払年金費用	2,111
その他	591
貸倒引当金	△ 43
資産合計	101,415

科目	第14期 2025年3月31日現在
負債の部	
流動負債	27,341
買掛金	5,928
短期借入金	16,340
未払金	2,780
未払費用	361
未払法人税等	1,313
賞与引当金	441
役員賞与引当金	40
その他	135
固定負債	2,936
繰延税金負債	1,499
資産除去債務	207
再評価に係る繰延税金負債	1,109
その他	120
負債合計	30,278
純資産の部	
株主資本	67,715
資本金	7,000
資本剰余金	43,971
資本準備金	1,750
その他資本剰余金	42,221
利益剰余金	17,405
その他利益剰余金	17,405
繰越利益剰余金	17,405
自己株式	△ 662
評価・換算差額等	3,421
その他有価証券評価差額金	1,255
繰延ヘッジ損益	6
土地再評価差額金	2,159
純資産合計	71,137
負債純資産合計	101,415

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第14期
	2024年4月1日から 2025年3月31日まで
売上高	40,764
売上原価	32,540
売上総利益	8,223
販売費及び一般管理費	4,822
営業収益	1,017
経営管理料	541
ロイヤリティー収入	322
不動産賃貸収入	153
営業費用	768
営業利益	3,649
営業外収益	3,158
受取利息	44
受取配当金	3,053
その他	61
営業外費用	78
支払利息	35
支払手数料	39
その他	2
経常利益	6,730
特別利益	3,150
抱合せ株式消滅差益	3,150
特別損失	37
固定資産除却損	22
貸倒引当金繰入額	15
税引前当期純利益	9,843
法人税、住民税及び事業税	1,247
法人税等調整額	59
当期純利益	8,535

株主資本等変動計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	7,000	1,750	23,069	24,819	6,530	△3,528	34,821
当期変動額							
剰余金の配当	－	－	－	－	△3,342	－	△3,342
当期純利益	－	－	－	－	8,535	－	8,535
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△889	△889
自己株式の処分	－	－	31	31	－	281	312
自己株式の消却	－	－	△3,473	△3,473	－	3,473	－
合併による増減	－	－	22,593	22,593	5,681	－	28,274
株式報酬取引	－	－	2	2	－	－	2
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	19,152	19,152	10,875	2,865	32,893
当期末残高	7,000	1,750	42,221	43,971	17,405	△662	67,715

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	－	－	2,191	2,191	37,012
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	－	－	△3,342
当期純利益	－	－	－	－	8,535
自己株式の取得	－	－	－	－	△889
自己株式の処分	－	－	－	－	312
自己株式の消却	－	－	－	－	－
合併による増減	1,156	△14	－	1,142	29,417
株式報酬取引	－	－	－	－	2
株主資本以外の項目の 当中の変動額(純額)	99	20	△31	88	88
当期変動額合計	1,255	6	△31	1,230	34,124
当期末残高	1,255	6	2,159	3,421	71,137

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

イ. 満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

ロ. 子会社株式および関連会社株式……移動平均法による原価法

ハ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

……移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引……時価法

(3) 棚卸資産……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

……定額法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建	物	2～50年
---	---	-------

機械及び装置	2～13年
--------	-------

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

……定額法によっています。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金……従業員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

(3) 役員賞与引当金……役員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

(4) 退職給付引当金または前払年金費用

…………従業員退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、退職給付引当金または前払年金費用として計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しています。

③過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、発生した事業年度に費用処理しています。

4. 収益及び費用の計上基準

2024年10月1日付で、当社は持株会社体制から事業会社として運営する体制へと移行しました。

事業会社体制移行前、当社の顧客との契約から生じる収益は、主に子会社からの経営管理料、ロイヤリティー収入です。経営管理料については、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が提供された時点で当社の履行義務が充足されることから当該時点で収益を認識しています。ロイヤリティー収入については、当社は契約で定められた期間にわたり、当社子会社に対して商標権を使用許諾する義務を負っており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、契約期間に応じて収益を認識しています。

事業会社体制移行後、当社は、主に砂糖の製造・販売を中心として、甘味料やその他の食品の販売を行っています。これらの製品および商品の販売については、引き渡し時点において、顧客が当該製品や商品に対する支配を獲得、履行義務が充足されると判断し、収益を認識しています。また、当社が顧客に対して支払う対価であるリベート等の一部について、売上高から控除しています。なお一部契約内容から代理人取引に該当すると判断される取引については純額表示を行っています。

5. 外貨建ての資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

…………繰延ヘッジ処理によっています。ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っています。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
商品先物取引	粗糖仕入
為替予約取引	外貨建金銭債権債務

- (3) **ヘッジ方針**……………当社の業務分掌規程に基づき、粗糖相場の変動および為替相場の変動によるリスクをヘッジしています。なお、粗糖相場の変動リスクに対するヘッジ取引については、取締役会規程および職務権限規程において取引権限の限度等を定めています。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

……………ヘッジ手段およびヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時およびその後も継続して相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるためヘッジの有効性の評価は省略しています。

7. のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、10～15年間の定額法により償却を行っています。

(会計上の見積りに関する注記)

重要な会計上の見積りおよびその基礎となる仮定は継続して見直しています。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間およびそれ以降の将来の会計期間において認識しています。

経営者が行った計算書類の金額に重要な影響を与える判断および見積りは以下のとおりです。

(1) 関係会社投融資の評価

関係会社に対する投資について、対象会社の財政状態の悪化もしくは超過収益力の減少により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、相当の減額をしたうえで評価差額を「関係会社株式評価損」として計上しています。また、関係会社に対する融資についても回収可能性を検討し、回収不能見込額を「貸倒引当金」として計上しています。

実質価額の算定や回復可能性および融資の回収可能性の判断は、主として将来の不確実性を伴う関係会社の事業計画の合理性に関する経営者の判断に影響を受け、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

子会社の第一糖業(株)は、主に精製糖事業を営んでおり、運転資金等として当社から2,930百万円の融資を受けています。同社に対する貸付債権について個別に回収可能性を検討した結果、貸付債権が回収可能であると判断しています。

子会社の(株)日新ウエルネスは、フィットネス事業を営んでおり、運転資金等として当社から2,666百万円の融資を受けています。同社に対する貸付債権について個別に回収可能性を検討した結果、貸付債権が回収可能であると判断しています。

子会社のツキオカフィルム製薬(株)は、フードサイエンス事業を営んでおり、運転資金等として当社から1,410百万円の融資を受けています。同社に対する貸付債権について個別に回収可能性を検討した結果、貸付債権が回収可能であると判断しています。

子会社のニューポート産業(株)は、倉庫事業を営んでおり、運転資金等として当社から40百万円の融資を受けています。同社に対する貸付債権について個別に回収可能性を検討した結果、貸付債権が回収可能であると判断しています。

当事業年度の貸借対照表に計上した金額は以下のとおりです。

関係会社短期貸付金	3,181百万円
関係会社長期貸付金	3,865百万円
関係会社株式	29,713百万円

(2) 退職給付引当金または前払年金費用の測定

当社は、確定給付型の退職給付制度を有しています。確定給付制度債務の現在価値および関連する勤務費用等は、数理計算上の仮定に基づいて算定しています。数理計算上の仮定には、割引率、退職率および死亡率等の様々な変数についての見積りおよび判断が求められます。

数理計算上の仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定していますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果や関連法令の改正・公布によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度の貸借対照表に「前払年金費用」として計上した金額は2,111百万円です。

(3) 資産除去債務の測定

資産除去債務は、期末日における債務に関するリスクおよび不確実性を考慮に入れた、債務の決済に要する支出の最善の見積りに基づいて計上しています。

債務の決済に要する支出額は、将来の起こりうる結果を総合的に勘案して算定していますが、予想しえない事象の発生や状況の変化によって影響を受ける可能性があり、実際の支払額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度の貸借対照表に「資産除去債務」として計上した金額は207百万円です。

(4) 繰延税金資産および繰延税金負債の測定

繰延税金資産の認識に際しては、課税所得が生じる可能性の判断において、将来獲得しうる課税所得の時期および金額を合理的に見積り、金額を算定しています。

課税所得が生じる時期および金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期および金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度の貸借対照表に「繰延税金負債」として計上した金額は1,499百万円です。

(5) 偶発事象

偶発事象は、期末日におけるすべての利用可能な証拠を勘案し、その発生可能性および金額的影響を考慮した上で、将来の事業に重要な影響を及ぼしうる項目がある場合には開示します。当社において、重要な偶発負債はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

37,098百万円

2. 関係会社に対する金銭債権・債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	591百万円
短期金銭債務	4,559百万円
長期金銭債権	21百万円

3. 土地再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しています。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める方法により算出

再評価を行った年月日

1999年3月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△1,806百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 2,896百万円

仕入高 13,974百万円

営業取引以外の取引高 3,046百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 291,145株

(注) 自己株式数には、株式需給緩衝信託®が保有する当社株式(291,100株)が含まれています。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、減価償却の償却超過額等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、合併により受け入れた土地の評価差額等です。

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しています。

この変更により、当事業年度の「繰延税金負債」の金額(繰延税金資産を控除した金額)が53百万円増加し、法人税等調整額が37百万円増加、その他有価証券評価差額金が15百万円減少しています。また、「再評価に係る繰延税金負債」の金額が31百万円増加し、土地再評価差額金が同額減少しています。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社および関連会社等

(百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有（被所有） 割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の 兼任等	事業上の関係				
子会社	第一糖業(株)	所有 直接100%	兼任 3名	資金融資	貸付金の貸付 (注) 1	2,930	関係会社 短期貸付金	2,930
	ツキオカフィルム 製薬(株)	所有 直接100%	－	資金融資	貸付金の回収 (注) 1	60	関係会社 短期貸付金	80
							関係会社 長期貸付金	1,330
	(株)日新ウエルネス	所有 直接100%	－	資金融資	貸付金の貸付 (注) 1	105	関係会社 短期貸付金	131
							関係会社 長期貸付金	2,535
その他の 関係会社	伊藤忠商事(株)	被所有 直接37.1%	－	原材料の仕入	原材料の仕入 (注) 2	9,824	買掛金	2,587
その他の 関係会社の 子会社	伊藤忠食糧(株)	－	－	製品等の販売	製品等の販売 (注) 3	14,780	売掛金	1,346
	住商フーズ(株)	－	－	原材料の仕入およ び製品等の販売	製品等の販売 (注) 3	6,321	売掛金	427

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 第一糖業(株)、ツキオカフィルム製薬(株)および(株)日新ウエルネスへの貸付については、市場金利を勘案して決定しています。

(注2) 原材料の仕入については、市場価格を勘案して決定しています。

(注3) 製品等の販売価格およびその他の取引条件については、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっています。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

2024年10月1日付で、当社は持株会社体制から事業会社として運営する体制へと移行しました。

事業会社体制移行前の収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しています。

事業会社体制移行後の収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しています。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,188円23銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 260円83銭 |

(注) 1株当たり情報の計算において、自己株式数に株式需給緩衝信託®が保有する当社株式を含めています。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 事業会社への移行に伴う計上区分の変更

当社は、2024年10月1日付で、当社を存続会社とし、当社の連結子会社であった日新製糖株式会社および伊藤忠製糖株式会社を消滅会社とする吸収合併を実行し、従来の持株会社体制から事業会社として運営する体制へと移行しました。

当事業年度の損益計算書の営業損益の区分の内訳に関して、従来の持株会社体制であった当事業年度の期首日から2024年9月30日までの損益については「営業収益」および「営業費用」として計上し、事業会社として運営する体制となった2024年10月1日から当事業年度の期末日までの損益については「売上高」、「売上原価」および「販売費及び一般管理費」として計上しています。

2. 当社の流通株式比率向上を目的とする株式需給緩衝信託®の設定

連結計算書類「連結注記表（その他の注記） 2. 当社の流通株式比率向上を目的とする株式需給緩衝信託®の設定」に記載しているため、注記を省略しています。

3. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

附属明細書

1. 有形固定資産および無形固定資産の明細

区分	資 産 の 種 類	期首 帳簿価額 百万円	当期 増加額 百万円	当期 減少額 百万円	当期 償却額 百万円	期末 帳簿価額 百万円	減価償却 累計額 百万円	期末 取得原価 百万円
有形固定資産	建物	1,961	514 149	1	196	2,427	8,688	11,115
	構築物	16	153 5	2	18	154	1,872	2,027
	機械及び装置	0	2,419 1,082	7	317	3,176	25,235	28,411
	車両運搬具	—	1 0	—	0	2	167	169
	工具器具備品	6	223 125	0	53	302	1,134	1,437
	土地	7,809	2,734 —	—	—	10,543	—	10,543
	リース資産	—	— —	—	—	—	—	—
	建設仮勘定	1	1,227 1,482	1,378	—	1,334	—	1,334
	計	9,794	10,121	1,390	585	17,940	37,098	55,039
無形固定資産	ソフトウェア	6	102 9	—	27	90		
	のれん	—	8,618 —	—	339	8,279		
	その他	3	26 46	14	0	61		
	計	9	8,802	14	366	8,430		

- (注) 1. 当期増加額欄の上段の金額は、2024年10月1日に子会社日新製糖株式会社と伊藤忠製糖株式会社を吸収合併したことによる引継額です。
2. 機械及び装置の当期増加額(下段)は、主に中部工場および関西工場の経年劣化等による設備更新1,011百万円です。

2. 引当金の明細

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
貸倒引当金	—	43	—	43
賞与引当金	—	868	426	441
役員賞与引当金	41	40	41	40
退職給付引当金	—	△ 2,053	57	△ 2,111

- (注) 1. 当期増加額欄の金額は合併による増加額を含んでいます。
2. 退職給付引当金は、貸借対照表「投資その他の資産」に「前払年金費用」として表示しています。

3. 販売費及び一般管理費の明細

科 目	金 額	摘 要
	百万円	
販売奨励費	211	
運賃及び保管料	1,542	
販売促進費	86	
広告宣伝費	282	
役員報酬	96	
従業員給料	708	
賞与金	256	
賞与引当金繰入額	△ 16	
退職給付費用	△ 242	
法定福利費	161	
賃借料	117	
のれん償却額	339	
その他経費	1,279	
計	4,822	

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

ウェルネオシュガー株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 井澤 浩 昭

公認会計士 大 島 充 史

公認会計士 重 松 あき子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ウェルネオシュガー株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、ウェルネオシュガー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

ウェルネオシュガー株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員

業務執行社員

指定社員

業務執行社員

指定社員

業務執行社員

公認会計士 井澤 浩 昭

公認会計士 大 島 充 史

公認会計士 重 松 あき子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ウェルネオシュガー株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、工場及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

ウェルネオシュガー株式会社 監査役会

常勤監査役 今 井 秀 明 ㊟

常勤監査役 小 西 正 人 ㊟

監 査 役 和 田 正 夫 ㊟

監 査 役 成 瀬 圭 珠子 ㊟

(注) 監査役和田正夫及び監査役成瀬圭珠子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。